

第4回印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議録

開催回数	第4回				
開催年月日	平成25年9月8日(日)				
開催時間	14:00~18:06				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	委員長	庄司 元 (学識経験者)			
	副委員長	杉山 涼子 (学識経験者)			
	副委員長	吉本 幸弘 (管理者が必要と認める委員)			
	委員	(住民公募委員) 角館 厚信、高橋 泰、津島 孝彦、岡野 三之、竹下 建一 城戸 マツヨ			
		(管理者が必要と認める委員) 寺田 義久、長澤 隆壽、北川 義行、宮島 誠一 梅村 隆昭、藤田 義友			
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西クリーン センター	技術班 技術班 業務班	工場長	大須賀 利明
				主幹	高橋 康夫
				主幹	鳥羽 洋志
	副主幹	土屋 茂巳			
副主査	川砂 智行				
主任主事	赤城 英之				
関係市町	印西市		主幹	小林 正博	
	白井市		課長	藤咲 克己	
	栄町		課長	岩崎 正行	
コンサルタント	(株)環境技術研究所		主任技術者	田中 晴香	
			副担当	今岡 恵美	

※傍聴人：10人

事務局 土屋副主幹

皆様お待たせをいたしました。定刻となりましたが、開催の前に委員の皆様にお礼を申し上げます。アンケート調査につきましては、皆様大変お忙しいところ、協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、ただ今から第4回印西地区ごみ処理基本計画検討委員会を開会いたします。初めに庄司委員長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

庄司委員長

皆さんこんにちは、幸い一時のあの暑さはないようでございます。雨も今のところは降っていないようです。本日も本当にご苦労さまでございます。早いもので視察研修を入れまして、5回目になりますか、実質審議は4回目になります。今日のところはお手元の式次第に沿って進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。予定時間は2時間としていますが、前回も大幅に伸びてしまいまして申し訳ございません。どうか時間内に収めたいと思います。

事務局 土屋副主幹

資料の確認をお願いいたします。資料の1～6とありますが、既に郵送でお送りした資料の中には、1と5がありませんでしたので、ここに用意をしております。それとごみ排出量の10年実績これは参考にさせていただく資料でございます。それからごみの減量施策

- ・ごみ減量施策（各委員から）
- ・ごみ減量計画施策一覧（構成市町）
- ・岡野委員、津島委員からの用地検討に必要な基本的事項について
- ・津島委員からの質問と提案について
- ・組合構成市町の財政状況について

※第4回用地検討委員会で議題にあげられた資料です。議事録も添付してございますので、参考にさせていただきたいと思います。

・最後に三鷹市のごみ処理に関する計画書でございます。こちらも参考にさせていただきたいと思います。資料については以上でございます。なお、本日は横山委員、山本委員は欠席でございます。それでは庄司委員長議事進行よろしくをお願いいたします。

庄司委員長

本日の議事録署名人は、城戸委員と寺田委員をお願いいたします。それでは次第にそって進めて参ります。まず、用地検討委員会の進捗状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 土屋副主幹

用地検討委員会の進捗状況につきましては、資料1に示すように、概要版を毎回作成いたします。報告はこの資料を持って代えさせていただきます。以上です。

庄司委員長

それでは、次に組合議会に関する報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 大須賀工場長

先の8月8日に組合臨時議会が開催されまして、日程の中で新たに設置されました、この二つの検討委員会についての質問がございましたので、その内容についてご報告させていただきます。また臨時議会終了後に全員協議会が開催されまして事務局から二つの検討委員会の進捗状況につきまして説明をさせていただきました。この二つを合わせて皆様にご報告させていただきます。内容としましては、印西地区ごみ処理基本計画の検討委員会の内容についてご報告させていただきます。まず緊急質問に関連してのことですが、質問内容といたしましては、二つの検討委員会について当初の予定から遅れていることに関連しての質問でございます。回答要旨といたしまして当初全6回の会議で12月を答申の目途としておりましたが、アンケート実施に伴う分析に要する時間、またパブリックコメントに要する時間等を勘案することで、会議開催を1回増やし、答申を1月に変更した旨を管理者から答弁いたしました。その際議員の皆様のご理解を求めたところでございます。続いて全員協議会でございますが、ごみ処理基本計画の概要及び背景、また本基本計画検討委員会への諮問内容及び検討委員会の会議内容につきまして報告をさせていただきました。また今後の会議につきましても第3次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画の閣議決定の内容やアンケート結果等を踏まえごみの減量目標、適正処理、減量化施策、環境学習の推進、中間処理施設の基本的な理念等を協議いたしまして、変更スケジュールに沿った形で管理者への答申を1月に行う旨を併せて報告させていただいたところでございます。以上が組合議会に関する報告となります。よろしく願いいたします。

庄司委員長

ただ今組合議会について報告がございましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、次に広報と意見募集について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 土屋副主幹

広報と意見募集についてご説明をいたします。まず、この提案につきましては、8月25日に行われました第5回用地検討委員会で協議決定された事項でございます。用地検討委員会から本委員会においても同様に取組みましてはどうかとの意見があり、提案をする

ものです。

1. 広報についてですが、本委員会での協議の進捗状況を公開するために実施するものです。(1)の組合ホームページにつきましては既に掲載をしております。(2)の組合の広報につきましては、年に2回の発行となりますので、その時点で必要な事項を掲載したいと考えております。(3)関係市町のホームページにつきましては、組合ホームページの該当ページにリンクするように依頼をしたいと考えております。

(4)関係市町の広報紙につきましては、重要事項の概要を掲載依頼したいと考えておりますが、紙面を確保することが困難であるので、関係市町広報担当者と相談をしながら進めていければと考えております。

次に、2. 住民との合意形成についてご説明いたします。

(1)意見等の常時受付を実施する。その方法といたしまして、電子メール、書面の提出・郵送、ファックスなどがあります。

いただいた意見・質問は本委員会に報告することとし、個々に回答することはいたしません。後によくある質問など整理をして、組合のホームページに掲載をしたいと考えております。また、いただいた意見や質問に対して、本委員会で協議はいたしません。あくまでも参考意見として取り扱います。本計画の素案に対しての意見はパブリックコメントで対応いたします。

(2)本検討委員会住民委員の応募者が提出した小論文の公開につきましては、個人が特定される内容はすべて削除し、提案者の了解を得て公開をするものでございます。説明は以上でございます。

庄司委員長

これは用地検討委員会の中で決定されたもので、本委員会もこれに合せた形にするということですね。このことにつきまして皆様、ご意見やご諮問はありますか。

これは、広報の手法を活用して、より丁寧に取り組んでいこうということですね。

岡野委員

最後の(2)応募した我々の小論文を公開すると、入っておりますがこれの目的をもう一度お話し下さい。

事務局 土屋副主幹

住民との合意形成を図るという中では、市民の意見を広く取り入れていくことが必要であると考えられ、皆様からの小論文につきましても、広く周知することは情報の共有という面でも必要であるものと考えております。

庄司委員長

この委員会での議論は、具体的にある程度分かりやすくするようにとそういう意味、趣旨があるということですか。

岡野委員

我々は公開されるということを前提で書いておりませんので、そこがすっきりしないところですが、出されて悪いことは書いていませんのでいいのですが、目的が今一つ分かりません。

庄司委員長

用地検討委員会では、どのように決定されたのでしょうか。

事務局 高橋主幹

用地検討委員会では、やはり先ほどご質問されました趣旨でありますとか、応募のための小論文であるのになぜ公開するのか、などご意見がございました。目的といたしましては、どういった委員の方々がここに参加をされて今議論をされていますと言うことの趣旨を皆さんにできればということなんです、これもあくまでも個人の判断をいただくという大前提がございますので、また書かれている内容を個人を特定されるものでありますとか、あるいは個人の名称そういったものはすべて削除して公開されますかどうかということを確認をいただいてから公開をするという形を取りたいという風に思います。もちろんこれは必要ないということであれば、公開しないということもあります。

竹下委員

これは住民委員の意見として載せるのですか。それとも単に住民の一人として載せるのですか。

事務局 高橋主幹

委員として載せたいと考えております。また選考から漏れた方についても承認がいただければ載せたいと考えております。しかしながら小論文を書いていたのは住民委員だけでございます。そういった意味では用地検討委員会の委員構成とは少し違いがございます。その辺のご判断もいただければと思います。

高橋委員

公開という前提では出しておりませんでしたからね。

庄司委員長

議論そのものは公開されておりますが

高橋委員

何で論文を公開する必要があるのかが良く分からない。

角館委員

皆様のおっしゃっていることは分かりますが、私はこの委員会に応募して、委員になるに当たってそれぞれ皆さんどういう趣旨で、どの様な気持ち、あるいは考え方で応募されたのか、ある意味では検討委員会でも考え方など共有するという事、これから進めていく中でコミュニケーションを図る上でも公開した方がいいのかなと思います。

津島委員

角館委員がおっしゃったように皆さんがどの様な動機で応募したのかなどが分かる。また議論の内容が、その小論文の内容と結びつくことで、見ていただいた住民の方々も理解しやすいのではないのでしょうか。

岡野委員

私も公開されてもいいのですか、公開されることが分かっていたらもう少し書きようがあったかなと思ひまして、でも特定されないということで了承します。

竹下委員

最終的には、提案者の了解が必要になりますので、公開する文面を見て判断してもいいのではないのでしょうか。

高橋委員

応募した方全員の小論文を公開するという事ですか。委員になった人だけですか。

事務局 土屋副主幹

確認をしたうえですが、全員を対象にしています。

高橋委員

応募して落選した方も出すということですか

事務局 大須賀工場長

対象は全員でございます。あくまでも了承をいただいた方だけ掲載するという事でご

ざいます。委員の方でも載せてほしくないという方がいらっしゃれば掲載はいたしません。

吉本副委員長

これは用地検討委員会からの要請ですか。

事務局 高橋主幹

用地検討委員からの提案ではございますが、これを受けて事務局からの提案するもの
でございます。

庄司委員長

事務局案ということで了解することよろしいでしょうか。

各委員 了解

庄司委員長

それでは個人を特定しないということと、本人の了承があった場合は公開するとい
うことで決まりました。それでは次にごみ排出量及び処理・処分量の目標について事務局の説
明をお願いします。

コンサル

それでは資料3については私から説明をさせていただきます。お手元の資料3印西地区
ごみ処理計画素案というのともう一つ同じく資料3で資料編がございます。併せてご覧
いただきたいと思います。素案の51ページから75ページまでをご説明させていただきます。
51ページの将来人口でございますが、前回の委員会の中で、修正の指示がございま
したので修正いたしました。印西市、白井市についてはそれぞれの総合計画の中の国勢調
査を基としておりましたが、住民基本台帳をベースにした予測値を基に予測をするべきで
はないかというご意見がありましたので、それに基づいて修正をしております。また栄町
については、現在策定中であり、栄町ごみ減量化推進計画の中で示された推計人口を
採用されたいというご意見がございましたので、その数値を採用してございます。具体的
には資料編の1ページから7ページをご確認いただければと思います。結論としましては、
素案の51ページでございますが、合計が平成24年度で177,153人でありましてと
ころ、最終の40年度には193,844人という目標になっております。これは前回197,
777人という予測をお出しさせていただきましたが、それに対して約4,000
人減少するような結果となっております。24年度に対しては109%という結果になっ
ております。続きまして52ページからごみ排出量と処理・処分量の予測について説明を
させていただきます。52ページ、53ページの予測の方法につきましては前回説明申し

上げた通りでございます。54ページから60ページにつきましてはごみの単純予測となっております。54ページの総ごみ排出量についてご覧下さい。ここでは印西地区の合計そして各市町の内訳を示しておりますが、排出量原単位は前回ご承認いただいた内容でございます。そしてその右側にあります人口については前ページでご説明申し上げた人口を入れております。その結果排出原単位と人口とでかけ合わせまして合計のごみ排出量を算定いたしました。まず一番上の印西地区の総ごみ排出量をご覧ください。24年度が55,934.9tでございました。それに対して32年度で59,048.73tそして40年度では60,521.46tという予測になっておりまして、24年度の実績に対して40年度では総ごみ量は4,586.56t増加およそ108%という結果になっております。それについて、それぞれの内訳は次の55ページ以降に示しております。この予測値に対して減量化目標値の設定が61ページ以降となっております。61ページには国及び千葉県計画を示しております。そして62ページには構成市町の計画を示しております。そしてその下の62ページの表にはそれぞれの計画の目標値を一覧に整理いたしました。ここまでは前回ご説明申し上げた内容となっております。続きまして64ページですが、本計画での目標値の設定でございます。これも前回に説明させて頂いておりますが、一部修正をしております。家庭系ごみの資源物を除く家庭系ごみとしまして、赤字で書いておりますが、平成32年度構成市町の計画で定められております目標を勘案し、1人一日当たり470gとしております。これを前回は484.4gでありましたが、構成市町の計画に併せて470gと設定しております。それ以外の項目につきましては前回説明させていただいた通りとなっております。結果としましてその下のグラフをご覧くださいますと、平成12年度が家庭系事業系併せて1070.9gだったのに対して、平成24年度で865.1gとなっております。またこれを32年度には803.2gと12年度に対して25%減という目標にしております。また家庭系ごみの内訳につきましては、次のページをご覧くださいまして、下の緑色の資源のところは198.4gそれ以外の資源ごみ以外の家庭系ごみが645.9gであったのに対して現在24年度では、資源ごみが172.6g、資源ごみ以外の家庭系ごみが520.8gでございます。これを32年度には資源ごみを増加させて192.3g、その他の家庭系ごみを削減しまして470gとしまして、平成12年度に対して27%減の目標にしております。では次66ページから68ページでは、今説明させていただきましたグラフの原単位について40年度まで伸ばしたものをお示しております。そしてごみ排出量につきましては69ページをご覧くださいませうでしょうか、69ページには先ほど説明いたしました原単位の目標値について人口を掛けてごみ量を算出しております。平成24年度が55,934.90tに対して平成40年度の目標値は55,541.15tということで、24年度に対して393.75tの減少見込んでおります。また比率でいけば99.3%となっております。これは予測値が108%に対して減少する99.3%としております。次に家庭系事業系の内訳でございますが、70ページに家庭系ごみの排出量を示しております。上の表で合計と書いてあるところか

ら右側をご覧くださいと思いますが、24年度に対して40年度の目標をご覧くださいますと、燃やすごみ燃やさないごみ粗大ごみについては40年度でそれぞれ減少させ燃やすごみが30,818tを29,787t燃やさないごみが1,271tであったのを1,231t、粗大ごみは1,586tを1,528tとしております。これに対して資源物の合計というところですが、24年度が11,157tを13,443tと増加させる目標としております。次に71ページに事業系ごみの状況を示しておりますが事業系ごみにつきましては24年度が11,100tであったのに対して40年度の目標を9,551tで1,549tの削減としております。24年度に対して86%となるように目標設定をしております。以上が排出量でございます。次に72ページから75ページには処理処分量の数値を示しております。まず72ページの焼却処理量でございますが、合計のところをご覧くださいますと、24年度が焼却処理量43,189.28tであったのを40年度には40,579.53tとマイナス2,609.75tとしております。これは24年度に対して94%となっております。またその上に目標値がありますが、減量化、資源化を行わなかった場合の目標値は115%という予測でしたのでそれを減少させ94%という結果になっております。次のページには破碎・選別処理量でございますが、73ページの破碎・選別処理量合計24年度が3,113.84tであったのを燃やさないごみ・粗大ごみの減量化等によって40年度の目標は2,978.7tとなっております。以上を踏まえ処理処分量のまとめが74、75ページでございます。まず灰の資源化を行う場合と行わない場合とのパターンで計算をしておりますが、灰の資源化を行う場合で現状と同様に何らかの灰の資源化を行っていた場合、表の右から二つ目、リサイクル率を見ていただきますと24年度の現状が26.57%ですが、40年度で28.42%となっております。またそのとなり最終処分率については7.43%が8.29%ということになっております。これに対して75ページですが、灰の資源化を行わず埋立処分にした場合、リサイクル率は26.57%が25.96%最終処分率は7.43%が10.75%という結果になっております。このごみ減量目標値の設定についてですが、考え方について5点説明させていただきたいと思っております。まずこの印西地区ごみ処理基本計画の目標値については印西地区全体の統一目標とすると前回の委員会でご理解いただいております。また二つ目に国の最新の目標値を上回る目標値であることとしております。25年今年度の5月に国では循環型社会形成推進基本計画が改定されました。その中で目標値としては総排出量の原単位を12年度比で25%減量させること、そして1人当たりの家庭系ごみの排出量も同じく12年度比で25%減量させ原単位を500g以下とすること、事業系ごみについては同じく12年度比で35%減とすることとございますので、これを上回る目標設定としております。また三つ目として構成市町における各減量目標値との位置づけでございますが、それぞれ構成市町独自に減量の計画をつくられ目標年度、目標値等が異なった構成となっておりますが、この印西地区ごみ処理基本計画は印西地区の統一目標として地域全体として達成する目標値を設定するものと位置付けております。これに対して各構成市町で定められ

ている減量目標値については、そこから更にそれ以上を目指していくための高度目標値として設定されるものであると認識をしております。次に四点目ですが、ごみの有料化を加味して最大の減量効果を見込んである目標値としております。現在有料化を実施している自治体と実施をしていない自治体の現有原単位の差というのは30g程度でございました。これは平成20年度での比較でございますが、そうしたことを考慮しまして20年度の実績より50g減量したいということを目標に設定しております。従って、ごみの有料化も最大限に加味し、今後減量目標値の達成に取り組んでいきたいという考えでございます。五つ目ですが、現行の計画よりも厳しい目標値の設定をするということですが、現行のごみ処理基本計画では目標値が平成27年度517gとしておりました。24年度の達成率を考えますと520.8でしたので、達成率はおおよそ99.2%ではないかと試算いたします。99.2%ということですので、現行の目標値は現実性実効性の高い目標設定であったものと評価をしております。今後は本計画案では更に厳しく目標設定をしたいと考えております。この五点を根拠とし今回目標設定をいたしました。説明は以上でございます。

庄司委員長

ごみの排出量及び処理・処分量の目標について説明がありましたけれどもこれについて、ご意見等ご質問はございますか。

津島委員

まず54ページ、排出量の予測結果という表がありますよね。これはトレンドとして過去の5年間を入れたことから導き出された数値です。前回の会議で10年の予測を出して下さいとお願いしたと思います。その10年の結果と当然対比していただかないとこの結果だけをポンと出されましても解らない。手元資料として10年のトレンド値だけ渡されましたが、この10年のトレンド値の原単位と、ここで使われた5年のトレンドの原単位とは大幅な差があります。なぜその両者の比較を分かりやすいようにこの場で提示していただかなかったのか、がまず1点、それから目標値の設定について先ほどコンサルさんが統一目標値とするといわれましたが、この委員会ではまだ決定されたことではない。470gを統一目標と書かれていますが、私は前回の委員会で確かに統一目標値にした方がいいだろうということは吉本副委員長も皆さんもそういう意見であったと議事録にも載っておりますので承知しておりますが、統一目標値の水準をどうするかということについては、この委員会でなんら決めている数値ではありません。それでたたき台としてこの470gということが出ていますが、私がいうのは各構成市町からの数値との整合性を持たせるということで、それを人口比で各構成市町の排出原単位目標値を加重平均しますと、家庭系のごみですが416gになります。先ほどの話では470gですが、私の質問書にも書いてありますので、読んでいただければわかりますが、何とごみ量は年間で3,500t、

設備の処理能力としますと、470gと各構成市町の目標値を加重平均した数値416gとの差54gで計算しますと1日当たりの処理量は16t違います。16t違いますと設備のt当たりの費用が五千万円としますと八億円の差が出てきます。大変なことなんです。このことについてもっと簡単に分かりやすく資料をつくっていただいで両者の各構成市町の目標値を出した数値とそれから今ここでどのような目標設定をするのかという数値を比較して各委員の皆さんが良く分かるようなデータを出していただかないと我々は判断のしようがありません。今は私の試算した結果を申し上げているのです。私共が提出した、たたき台の一番末尾に数値を出した表を添付しておりまして、それで見ますと構成市町値から算出した設備の処理量は一日160tで、いろいろな係数が入っていますけれども、ところが470gを入れますと177tになります。17tも差がある。このようにデータとして分かるように出していただかないと我々検討委員として検討のしようがない。それについて事務局はどのように考えているのですか。

事務局 高橋主幹

まず1点目の5年、10年の予測結果につきましては、前回会議の議事録にもありますようにあくまでも参考ということでございましたので、今回10年のデータをご提示させ頂きました。これは原単位の時の予測値でございましたので、5年予測に対して10年予測ではどうなるかということで参考として示させて頂いております。それから減量目標値の設定については、先ほどコンサルから説明をさせていただきましたが基本的にはごみ処理基本計画策定における基の話になってしまいますが、前回もどうして全体で設定していくのか、このごみ処理基本計画を策定していくのかということについて、再度その位置づけについてご説明させていただきたいのですが、このごみ処理基本計画については何度かお話をさせていただいているとおり、廃掃法の6条に基づく一般廃棄物の処理計画そのうちのごみの部分の基本的な計画ですよということ、これについては市町村が策定することになっておりますが、印西地区については収集運搬及び処分までが収集運搬から中間処理を含めて最終処分までが印西地区環境整備事業組合の事務所掌となっております、それが組合規約に定められております。従って市町が独自に実施している減量や資源化を除きまして一般廃棄物の処理については組合で実施することとなっております。この中でごみ処理基本計画につきましては、住民事業者の排出から収集運搬、中間処理、最終処分までの計画でありますことから市町と共同により策定するものとしてこれまでも同じ策定方法を取っております。事務的にも市町からのごみの減量、資源化の部分の一部の委託を受けてまとめることとなりますけれども、この方法については他の地区の自治体でも実施をされている方法でございます。これまでも今回同様に共同作業を実施しておりますけれども特に平成17年3月策定の前々回の基本計画以降それまで市町村が異なった分別を行っておりました収集運搬の統一を図ると共に事業の一元化として廃棄物処理に関する事務を組合に集約し効率を図ることを実施してまいりました。その結果といたしまして現時点で完全

な一元化は図れておりませんが、ごみの減量化と資源化も進むと共に事務の効率化も大きく前進してきたというように考えております。今後も同じ様に市町との共同作業によって基本計画を策定していくことで、また策定するだけでなく、施策を実施していくことを最終的には住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上が図れるというように考えております。それに従って今回の目標についても基本的にはこれを統一目標としてございます。これは印西地区でそれぞれの3市町がばらばらにやるのではなくて全体でやることで効果がある。またそのための基本計画でございますので、統一目標にさせていただきました。これを提案させていただいたということでございます。その中でコンサルからも説明がありましたように、この基本計画での統一目標については印西地区全体として達成する目標値であり、構成市町における減量目標値についてはそれを更に下回り、目指すための行動目標値と位置付けることによって統一目標の位置づけもできるのではないかと考えております。またその数値についてもこれまでの目標と実績これが前回の目標では517gというものの現状は520.8g、前回、目標としましては、平成27年度目標ですので、あと3年ほどございますけれども、かなり実効性それから現実性の高い目標値を設定してきたということ、それから今後の施策の内容を次の議題で図るところでございますけれどもその中でも大きくごみ減量に影響する部分としましては、やはり今後のごみの有料化これが大きく影響するものと考えております。有料の実績としては有料化している自治体と有料化していない自治体の平均の差が30gありますので、470gという設定をさせていただきます。

津島委員

中間処理業務については組合で進められるということは良く分かりました。ただ目標値の設定については、構成市町との整合性ということは第1回目と第3回目の会議でも私は申し上げております。それから大須賀工場長は全員協議会の時に基本計画の方向としては関係市町との整合性を図りながら進めていくという趣旨のご発言も私は聞いております。

そうしますと関係市町との整合性をどうするか、これは当然目標値から出されたごみ量に影響を与えることとなります。

事務局 大須賀工場長

お話の途中申し訳ございませんが、全員協議会での私の発言は、ごみの減量の啓蒙について各市町と連携を図ると申し上げたのであって、目標数値の整合性について申し上げたものではございません。

津島委員

承知しました。関係市町との整合を図るということは、一番大事なことだと思います。資料3の62ページの表の中を見ていただきたいのですが、白井市と栄町は470gと書かれております。その左に印西市の欄が空白になっている。ここが377gになります。皆さんご記入いただければと思います。この一番大事な数値を記載していないのですよ。まず

その理由をお聞かせいただきたい。

事務局 高橋主幹

整合性ということですが、まずこの案を提出させていただく上でも事前に構成市町との会議を行い、確認を取っております。それから構成市町との減量目標値の関係については申しあげました通り、二段階の目標設定であるということ、それからもう一つは構成市町が目標値を設定した場合、構成市町でも見直しをする期間がございます。そうするとそのたびに統一目標値が変わってしまうということになりますので、全体として達成する目標値として確立したものになりたいと考えております。また、数値につきましても案でございますので、皆様に決めていただければと思っております。

津島委員

先ほど構成市町の数値と統一目標値で出した数値と二段構えというお話でしたが、我々この基本計画は設備をつくるための検討委員会であって、当然構成市町の数値に基づいて行ふべきと考えます。470gという根拠の説明もありませんし、構成市町との整合性の説明もなされていない。

何gの差があるかということ、それについて構成市町の意見はどうなんですか。特に印西市の377gは使われていないので、470gをベースに施設規模は計画されることになる。その場合に住民から設備が過大であるという意見は当然出てくると思いますが、市としてはどのようにお考えですか。

印西市クリーン推進課 小林主幹

印西市クリーン推進課の小林と申します。津島委員のご質問は470gの今の目標値に対して、印西市は377gであるということで、過大ではないかと市民からの質問に対してどのようにお答えするかという趣旨でよろしいでしょうか。この検討委員会の前に先ほど高橋主幹がご説明しました通り、構成団体で部会を開催いたしました。そこで目標値470gということでお示しをいただいたのですが、手前どもといたしましては、この印西地区ごみ処理基本計画につきましては廃掃法に基づく法定計画というところで認識しております。印西市における第2次ごみ減量計画につきましては、当然基本計画よりも厳しい目標値をもって策定した経緯がございます。法定計画より厳しい、印西地区の目標値は目標値として、手前どものごみ減量計画の目標値はそれ以上に厳しい設定で印西市として取り組んでまいります。

津島委員

これは大変な問題なんですよ。先ほども言いましたように377gと他の構成市町の値を加重平均すると415gになる。それを470gで統一しますと、その差が54gで1割

以上ごみ量が多くなる。当然ですね。ですから470gを統一目標として、どうしてセットされたのか、その根拠もあまり詳しく説明受けていませんし、ただ構成市町で白井市、栄町が470gということで決めたのか根拠を知りたい。

事務局 高橋主幹

この協議の中で、ごみ量の最終的な結論として、それが施設規模に結びつくということで、おっしゃられておりますけれども、基本にごみ処理施設を設計する際にはこの基本計画の数値だけではなくて基本的に直近の数値を使って最終的なごみ量の処理施設をいたしますので、一番重要なのは直近の数値になります。しかしながらごみ量計画でございますので、市民にどれくらい受け容れていただけるか、そうしたことも勘案しなければいけないのかなと、そういうことで非常に市町の計画については、そういったことを踏まえて、ごみの減量を主体とした数値設定をされていると考えております。そういったことから先ほど申し上げましたように基本計画の数値よりも低い数値を更に目指すための高度目標値という位置づけで考えております。施設で最終的に更に低い数値を目指した場合に懸念されることは、もしごみが減らなかった場合、施設の過小評価をしてしまうこととなりますので、現段階では設計をする訳ではないので、その数値の取り扱いについては、そこまで嚴重なものとして考える必要はないけれども、そこまで嚴重なものであればもっと現実的な数値の方がいいのかなとも考えます。先ほど申し上げました通り、現実的にその減量効果を見込めるかどうかというものは一つ一つの施策において、どれくらい減るのかどうか、皆さんの減量に、あるいは資源化にどれくらい協力していただけるのかどうか、ここが非常に重要な問題になってくると思います。そういう中では今後はやはり重要なポイントが次の施策のところに出てきますけれども、ごみの有料化ということになるかどうかと予測をしております。その有料化の減る量として上げさせていただいたのが先ほどの30g、しかしながらそれだけではなくて、やはり他の施策も合せながら、もっと減らしましょうということで数値を設定させていただいたということでございます。

津島委員

先ほどのお話で、各市町の減量施策を行うことを見込んでその目標値を出している訳で、組合としてそういうことを見込んだ目標値を470g、構成市町は構成市町の減量化施策の上でもっと少ない数値を策定したわけですよ、先ほどの高橋さんのお話では組合として30g減らす、ということを見込んで470gにするということでしょうか。それからもう一点お聞きしたいことは、他の市町、東京都とか、私の知っている範囲では成田とか調布、ここは構成市町から出された減量化目標値をそのまま組合の目標値として整合性をとり採用している。当組合では今までのお話のように構成市町が積み上げた数値ではなくて470gと統一目標値の二段構えで行くというお話ですけどもそういう事例は他の自治体でございませうか。構成市町よりも高い目標値を設定している自治体はありますか。整合性を

図る上では構成市町の数値に合わせるべきではないか。統一目標値としては、私の意見としては構成市町の数値を併せた416gにするべきではないかと思います。統一目標値として設定することは私としても異論はありません。

角館委員

確認をしてよろしいでしょうか。62ページの表ですが、まずは環境省の目標、ガイドラインがあって、千葉県のガイドラインがあって、それから市町の目標値があるということですが、単純に環境省の場合は基準年度から目標年度で25%減と35%減があります。これが千葉県の場合は1人当たり960gとありますが、これは具体的に何パーセントの減になりますか。表が国、千葉県、構成市町で書き方が違うのでハードルが高いのか低いのかがよく分からない。それが1点と先ほどの津島委員の意見にもありましたが、構成市町で書かれている項目と書かれていない項目がありますが、それはなぜでしょうか。それから前回会議で、組合と構成市町で目標の位置づけはどうでしょうか、ここをクリアにしないと最終的に皆さんから理解が得られないのではないのでしょうか。ここでの目標とは何なのか。印西市、白井市、栄町での目標が行政として一番の目標だと思います。その目標値があって、緊張感を持ってそれを達成するということが非常に重要なことだと思います。そういう中で、組合の目標とは一体何なんだろうと思います。その辺がまだ私は理解ができません。

コンサル

まず、津島委員からのご質問の中で、計画の位置づけですけれどもごみ処理基本計画が廃掃法計画の中で一番の上位計画でありますので、それが統一的な目標であります。それから市町の減量計画があるということは今までも経験がございます。

津島委員

経験された水準はどちらが高いのですか。

コンサル

前回作成された時もそうだと思いますが、基本計画があってその後に各構成市が減量計画を策定される場合は更に厳しい目標設定をされることが多いと思います。今回はその後に基本計画の見直しをされるので、市町の減量計画を踏襲するのか、あるいはごみ処理基本計画として目標値を設定するのかということだと思います。

角館委員

上位、下位というともた混乱してきますけれども、組合の目標値というのがよく分からないのですけれども、印西市、白井市、栄町の目標値と組合の目標値はどのようにリンク

して、どう考えればいいのでしょうか。我々はどのように議論をして行けばいいのでしょうか。目標は単なる飾りではなくて、目標をいったん決めたら皆が責任を持って達成していくということが一番重要で、万が一達成できなかった場合何に問題があったのか、だれに責任があるのか、そういうことを議論しないと先に進めませんよね。単に目標値をこの程度でつくってやってみましょうということでは緊張感がないしうまくいかないと思います。

竹下委員

前回、前々回の委員会で、私の理解では市町村の計画があって、それに基づいて基本計画を策定するという理解でした。今の話だと基本計画が先にあって、それに基づいて各市町村が減量計画を策定するというようなことですが、この委員会では市町村の作成した計画をベースに基本計画をつくるということが我々議論した結果だと思います。それともう一つ印西市の377gということですけどもどうしてここに載せていなかったのかということですか。それが一番問題ではなかったのか。

事務局 高橋主幹

ごみ処理基本計画と市町のごみ減量計画の位置づけになるかどうかわかりませんが、基本的には基本計画を基準にして、それぞれの構成市町村が策定年度は様々ですが、ごみ減量計画を策定しております。従いまして大本はこの基本計画になります。それで各市町村がその他の減量化、資源化計画そうしたものを定めているということなので、前は517gという目標値を設定しておりましたので、それ以下の数値をそれぞれの市町村が検討されて数値を設定されているということになります。

事務局 鳥羽主幹

関連をして62ページ、表5.16の目標の整理ですが、項目で策定年度、基準年度、目標年度とありますようにそれぞれの目標計画を標記しているもので、例えば印西市の家庭系ごみ1人当たりのごみ排出量の欄に数値が入っていないというのは、計算では津島委員がおっしゃった377gという数値が割り出されますが、減量計画の中で377gを計画目標と位置付けてはいないので記入はされておられません。計画で定めている計画目標という整理という意味でこの表を埋めております。そういう意味では少し分かりにくいと思います。

津島委員

これは一番大事な数値だと思います。確におっしゃるとおり、この数値は印西市第2次ごみ減量計画には示されておませんが、資源物を除けば377gになるということになります。今この計画をつくる上で一番数値は377gです。我々この作業をしているのは、

この組合としてごみの総量をまとめて施設をどうつくっていくか、ということなのでそのベースのデータをつくっている訳です。そのベースのデータが当然ごみの減量を実際に推進していくのは構成市町が、例えばごみの有料化など施策を打って目標値を掲げている訳ですから、ただ数値を上げただけではない訳です。そういう施策を打った上での数値です。吉本副委員長は印西市のごみ減量の審議委員をされていまして、このような重要な過程を経てつくった数値を具体的な目標値として、施設計画のベースになるような会議にそれが生かされない場合は、なんのためにそれをつくったのかということにもなります。ですから構成市町がつくった目標値をベースにしたうえで、目標値をたてるのが一番であると思えます。

庄司委員長

議論の整理をいたしますと、個々の数値が重要なポイントですが、今の議論の中で問題になっていることは、私どもが諮問を受けているごみ処理基本計画のごみ量、数値目標、排出予測に基づいた数値目標の設定数値、それが今回提示されている訳ですが、この数値目標の位置づけと構成市町の目標値との関係をどうするのかということになりますが、まだ整理が完全ではないようで改めて皆さんと考えなくてはいけないと思えますので、基本計画と構成市町が策定する計画との関係についてもう一度整理をしておきたいと思えます。構成市町が構成している一部事務組合としての基本計画では、組合としては委員からのご意見もありましたように具体的な個々の減量施策をどのように進めるかということは権限がない訳で、これは各市町が取り組むことだと思えます。つまり構成市町が作成しているごみ減量計画はそのための取り組みだと思えます。従ってこの組合の基本計画というのは、構成市町に対して、具体的な施策について拘束することはできない。一部事務組合の制度上の権限は与えられておりません。ただその上で、この地区については構成市町が合意をして、共同でごみ処理基本計画を策定するというようになっております。これは今回初めて策定する訳ではなく、以前から取り組まれているもので今回はその改訂版なので、当然前提となる計画がありそれが現在審議している本基本計画です。この計画は地区全体の構成市町それぞれの計画のそういう意味では上位計画ということではありません。それを踏まえた形での各構成市町が何と云えば適切でしょうか、指針というのも適当ではない、参考では弱すぎるとおもいますし、言葉が見つかりませんが、前提にする計画であるということは言えると思えます。その意味では基本計画で示す数値というのは構成市町が示す数値を参考にしていかなければならないものだろうと思えます。その上で構成市町でどのようにして合意をしていくのかという事だと思えます。計画を策定するのは管理者です。その管理者が計画を策定するにあたって、今回は住民皆さんの意見を聞いたうえで、これは通常の一般的な施策策定と同じように市民に諮られているということだろうと思えます。そういう意味では、本委員会でもそれぞれの市町の計画を踏まえたうえでいいですか、それを前提に今回全体の地区としての基本計画をどういう位置づけでやっていくか。考え

なければいけないと思います。この点についてはまだきちんと整理がされていない。この点については整理をしなければいけないと思います。それについては改めて構成市町と組合の間で、先ほども説明がありましたけれども少し抽象的で分かりにくいところもありましたので、改めてその点をどのようにして行くのか、多分それぞれの構成市町が今までご意見が出た中で、集約してみますと構成市町で示されているそれぞれの数値をそのままストレートにそれを基にして作成していくということも手法としてはあるとは思いますが。ただ地区としての基本計画という性質からするとそこまで踏み込めるのかなと、逆に基本計画としては地区の基本計画としてそう思います。そこをどこまで数値を参考にしていくかということが、このごみ処理基本計画、地区としての基本計画の性格に関わってくると思われまので、そういう意味ではこの一部事務組合としての性格と言いますか、責任と権限の範囲の中で、どの様にやっていくのかちょっと考えなければいけないのかなと思います。その点について数値云々というよりもまず考え方を先に整理をしたいと思います。

岡野委員

先ほど、この基本計画と構成市町のごみ減量計画と二段階であるという話がありましたけれども、上位下位というよりも時系列で基本計画に則って市町がそれを下回るような減量計画をたてて実施されている訳です。実施された実績を我々がもう一度知って次の基本計画の参考にしなければいけない。ですから時系列でいくとどちらが上か下かではない。法律上云々という話ではないと思います。今までの市町の計画と実績がどのような関係にあるから次の基本計画にはそれを反映させていくかというようにしないと単に上だ、下だということではないと思いますが、その辺はどのように整理されているのですか。

事務局 高橋主幹

資料の64ページ、65ページをご覧いただきたいと思います。一番直近の平成24年度の家庭系ごみの排出原単位を520.8gとお示ししてございます。例えば印西市は平成24年3月に第2次ごみ減量計画を策定されておりますが、これが2次計画ですので、その前に計画されております。そこに記載されている内容といたしましては、印西市さんの計画については計画の位置づけというところに、例えば千葉県の廃棄物処理計画及び印西地区ごみ処理基本計画との整合を図りということばもございまして、こういった基本的なごみ処理基本計画を基にそれぞれの減量目標値をたて、色々な施策をされてきた結果が平成24年度の520.8gですよということになります。ところが平均してございますけれども例えば印西市の実績でいきますと、平成24年度で原単位に直しますと、528.7gという数値になります。520.8は構成市町の印西市、白井市、栄町の平均値でございます。印西市は528.7、白井市が499.6、栄町が547.3という数値になります。それらも当然加味しながらまた今後のごみの施策としてどの程度減らせるかということももちろん考えた結果提案をさせていただいたということでございます。数値についてはも

ちろん色々な議論があると思います。これはあくまでも事務局から案として出させていた
だいたの数値ということでご理解いただきたいと思います。

岡野委員

今の印西市の528.7gに対しまして、減量目標の377gとありますが、印西市さ
んとしてはそれなりの減量施策があって377gという非常に低い数値を出されていると
思いますが、その辺の検討結果を教えてください。

印西市 クリーン推進課 小林主幹

印西市第2次ごみ減量計画目標値696gにつきましては、検討当時環境省が毎年実施
しております一般廃棄物処理実態調査というものがあります。平成21年度調査の人口1
0万から50万人のナンバーワンが東京都小金井市でございます。その小金井市さんだけ
が当時700gを切っておりました。印西市といたしましては資料62ページに記載され
ておりますように千葉県目標数値及び印西地区ごみ処理基本計画の目標値を既にクリア
しておりましたので、それでは何を目標にしようかということで、廃棄物減量審議会の委
員さん方と協議をしまして、実態調査の結果を踏まえまして全国トップテンに入れるよう
、非常に高い目標ではありますが、700gを切るような目標にしましょうということにな
りました。それで排出原単位の各年度の目標値を設定しておりますが、ごみの減量につ
きましては、これを行えばこれだけ減量できるという確実な事業、施策がない中で、よりど
ころといたしましては構成比率が大きい可燃ごみとしたものでございます。その可燃ご
みの組成分析を行いますと、だいたい雑紙の資源物が2割程度混入されております。これ
を10年かけてこの分別を100%にした場合ですと、だいたい年間2%、分別を徹底して
可燃ごみをだいたい年間2%減量していこうという目標をたてて、可燃ごみにつきま
しては年間2%の減量目標、それ以外につきましては、だいたい1%の減量目標という形
で計算した結果が696gという目標値に至ったものでございます。以上でございます。

岡野委員

それから集団回収資源ごみを差し引いたのが377gと理解してよろしい訳ですよ。ね。
今のお話ですと相当時間をかけて、いろいろな検討をされてきた訳ですから、そういった
ことを我々に知らしめてくれないと、我々は短時間に勝手にこの数値でいいよなんて、無
責任なことはなかなか言えない訳です。大分分かってきた訳ですけども、この辺はもう
一度整理する必要があるのではないのでしょうか。

津島委員

ここに10年実績の数値をいただきましたが、5年実績と並べて確認をしないと判断の
しようがありませんので、数値をそろえていただいてそれで議論をさせていただかないと

ここですぐまとめてしまうと非常に無茶な話になってしまいますので10年のトレンド値も入れて今組合から出されている470gの数値と構成市町の積み上げていった数値とどのような位置付けになるのか、ということデータを全部そろえた上でまとめていただきたいと思います。

岡野委員

この5番目の議題については、今日結論を出すということではなくて、もう少し分かりやすい資料にまとめ直して次回もう一度やるということにしたらいかがでしょうか。そして次の議題に移った方が今日はよろしいかと思います。と言いますのはこの資料が我々に届いたのは4日です。何日も検討する時間もない中で、今日大事なことを決めるというのはちょっと無責任すぎると思います。

庄司委員長

このことについて意見はございますか。印西地区のごみ処理基本計画の策定の考え方として、構成市町のそれぞれの計画を参考にすることは当然のこと、それからもう一つ先ほど申し上げましたように組合の基本計画は上位計画でもない訳です。そういう意味ではこの基本計画案ではとりあえず全体の構成市町のごみ量なり何なりを市町別に出しながら全体としての目標値と予測値を出していますね、人口も含めて。その全体からトレンドを出してこの程度の減量この程度の目標という形が出てきていますね。これが今回の素案として出されているものだと思います。この印西地区のごみ処理基本計画の作り方としては、常に全体からの敷延していくということも一つの手法だと思います。それとそれぞれの構成市町の内訳を見て、計画値が乖離していなければそれで問題ないと思いますが、今回は乖離が出てきているということで、そこでどうしたらいいのかということで意見が出てきているのだと思います。今回の素案のことでコンサルから説明がありましたけれど、基本的には国の25%減ということがあって、それぞれのトレンド等を見てこの数値を出してきていますが、何%減らすのかというのはトレンドからこれだけの数値になりますよということから出てきているのですが、減量目標なりなんなりをして行く場合には当然それを裏付ける根拠が必要ですよ、細かくは別としても先ほどのご説明の中で見ますと一つは可燃ごみ量の減量については組成を分析すると可燃ごみはかなり資源になる可燃性資源ごみが22~23%あります。ですからこれを徹底的に分別すれば、この分は減る訳です。これをどれだけ焼却処理量の減量に計算するかです。その為に分別の徹底ということが施策としては出ています。その他色々な施策を打って行くということになっています。それからもう一つは全体としてのごみ減量（資源ごみも含めてのごみ全体）をどうやっていくのかということですね、全体としてのごみ減量は分別をいくら徹底してもごみ減量にはならない訳で、資源物もごみ量そのものに入っている訳ですから、そのための具体的な施策というのはこれから検討する訳ですが、この計画案の中で発生抑制策として

でありますが、現行の基本計画の中でもそれは政策として羅列されているだけで特に具体的にどの程度のごみを減らしていくということについて裏付けはされていません。政策の積み上げでどのくらい減らしていくのかということですが、今回の素案の中でも出されているのがごみの有料化です。この有料化はこれまでの色々な関係の市町の実績から見てもかなりの減量につながっているものと思われます。この施策による減量を今回どれくらい見込むかということはポイントにもなろうかと思えます。この委員会ではその裏付けも必要になってくると思えます。そういう意味ではやはり全体から見ていくということは、この地区の計画の性格から行くとそれがまずはあって、それで各地区の個々を積み上げたものとの乖離をどのように印西地区の本計画の中で反映させていくのかということなんだろうと思えます。考え方としてはそういうことで進めていくということになるのかなと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

岡野委員

先ほど印西市さんから説明をいただきましたけれども、ごみ質の分析を相当細かくやっておられます。それはですね当然白井と栄と、印西だけが特別減ってますが、これは非常に合理的な数値なんです。印西市の人口はこれから増えますけども、その新開発によって増えた人口からは厨芥物が相当減ってほとんど出ない人たちが増えていく。ですから原単位が減るのは当然なんです。従って白井と栄と一緒に印西を扱うというのはむしろ不合理な話であって、だからそれぞれの事情をよく考えて、これから決めていけばいいのではないかと思います。それにはこの資料では不足です。

庄司委員長

印西の厨芥の構成比が低いというのは、前回の委員会の時にもでましたが、いわゆるディスプレイのセットというのが大きいだろうということですね。これは事務局では具体的な数値としてのデータとしては把握されていますか。

津島委員

印西市の数値が実際のトレンドと随分差があるということですが、この10年のトレンドを見ますとそれほど大きな差が出ていない。ですから一度、5年のトレンドと10年のトレンドはまったく違うデータと見受けられますので、一度ですね、そこを全部入れてそれを見ていただかないと資料が分かりづらいのではないかと思います。

庄司委員長

他の委員の方でこれに関連してご意見はありますか。

事務局 高橋主幹

先ほどありましたごみの組成分析については第2回検討委員会資料で配布いたしました燃やすごみの組成分析結果を資料として提出してございますのでそちらを参考にいただければと思います。

吉本副委員長

今日はこの数値のことでずいぶん時間を取ってしまったのですが、本来は我々がやらなければいけないことは、どのような施策を打って、どのように実現していくかが一番大事なところだと思います。そこにもっと時間をかけて議論すべきではないかと思います。この数値は皆さんが納得のいく数値に整理してもらえないかと思います。印西の数値を入れなかったというのは問題だと思います。この数値をそのまま出してしまうと施設をつくる時にオーバーフローしてしまうという心配があったのでしょうか。

事務局 高橋主幹

先ほど申し上げました通り、この数値をそのまま施設の整備に使うという想定はしておりません。基本的にその数値を使うものではありません。ただし先ほどコンサルからも申し上げた通り設定根拠というものを明らかにする必要がある。他の数値があるからこの数値を使ってやりましょうということではなくて、今現実的にある数値は24年度の実績がございまして、それに対してどれくらい減らせるかというのは、どの施策でどれくらい減るのかということが一番大きな問題であろうかと思っております。本当に減らせるのかということの分析はしてはおりませんが、基本的には有料化というデータがございましたので、そのデータは使うべきであろうと考えております。また国の施策に従わないと施設整備にも影響が出る部分もございまして基本的には国の施策、あるいは県の目標、そういったものは十分尊重し、それぞれの減量できる数値というものの積み上げは確かに必要になるのではないかと思います。

吉本副委員長

素直に数値を出してもらった方がいいのではないのでしょうか。そうすればこんなにもめない。

事務局 高橋主幹

基本計画があって、各市町の減量化計画があるので、例えば基本計画の数値をまたその下に下げると、また各市町の減量計画の数値をその下に下げるようになります。それが現実な数値化ということにもなります。

吉本副委員長

我々は諮問を受けて率直な意見を出す場なので、ここは政治的な配慮はいらないところです。それで我々が出した結論に対して、行政や議会が判断してもらえばいいと思います。我々は議論する場だから、もう少しその辺を重視していただきたいと思います。それから先ほど事務局のおっしゃった上位下位という話ですが、あれは誤解されていると思いますが、基本計画は上位にあって、目標値は下位であると言われたが、それはそれでいいのではないかと思います。基本計画というのは時代によって変わってきている。今の基本計画のベースというのは循環型の低酸素社会を執行する施設になっていかなければいけない訳です。そういう施策でないといけない。そういうものを踏まえてクリアして、なおかつこれだけ減らせるのだということです。上位下位というのはそういう意味で言われたのであろうと思います。基本計画というのが上位にあって、それを土台にして施策をとる、これが下位である。そういう意味でおっしゃったのですよね。問題はやはり、どういう手を施してごみを減らしていくかということです。そこが一番大事なテーマだと思います。そこに時間を十分割いて議論すべきだと思います。

庄司委員長

時間が予定外に伸びてしまい申し訳ございません。数値についてはもう一度整理をしていただいて、それを踏まえてまた考えていくということによろしいでしょうか。この後の議題もありますのでよろしくお願いします。それでは次にアンケート調査について、これは簡単な報告ではないかと思いますがお願いします。

事務局 土屋副主幹

資料の4でございます。アンケート用紙は、全部で1,000部配布いたしました。配布の方法ですが、検討委員の皆様をはじめ、白井市、栄町の環境団体の皆様、印西市については各駅圏のスーパーなどで配布をしたところでございます。現在の回収率は約3割ですが、今後さらに回収率が上がるものと考えております。締め切りは9月20日で、その分析結果は次回検討委員会で報告させていただきます。以上でございます。

庄司委員長

それでは次に、吉本副委員長からもご指摘ありました大変重要なごみ減量施策について事務局の説明をお願いします。

コンサル

資料の5、ごみ減量施策について説明をさせていただきます。議論いただきました目標値の達成ですとか、今後の印西地区のごみ減量資源化に向けて行っていくべきアクションを見据えて1～30までお示ししております。この内容につきましては、現況とごみ処理

基本計画で示されておりますアクションを見直し、それを踏襲しておりますとともに委員皆様からいただいたご意見を付け加えて作成をいたしました。一枚目をご覧くださいますとアクション1～30までを体系的に整理しております。この1～30までは大きく3つに区分けをしております。まず黄色い部分アクション1～7については、住民の皆さんが一人でも始められることとして、取りまとめをいたしました。2つ目にアクション8～20については地域の皆さんと一緒に始めていただくこととして、取りまとめをしております。ではこの中で18、19、20についてはオレンジ色で塗られている部分については特に事業者の皆さんが行うべき施策として取りまとめております。最後に緑色で示しておりますが、21～30については制度として取り組んでいくということで取りまとめをいたしました。ではその中身について一つ一つ説明をさせていただきます。まず1人で始められることということで、住民の皆様の一人ひとりの心がけで今すぐ始められる暮らしづくりをご紹介します。1番ですがライフスタイルの転換として使い捨ての生活からごみを出さない生活へのライフスタイルの転換をしましょうとしております。具体的には日々の生活の中で気をつけていくことが大切ですが、民間団体の活動や行政の広報紙ホームページ、そして各種説明会や見学会などからも情報を収集して下さいとしております。2つ目は、生ごみの水切りの徹底ということで、減量目標の設定に大きく係ってきますけれども可燃ごみのなかでもとりわけ生ごみについては水切りを徹底するだけでも大きな減量になりますので、ここでは毎日排出する生ごみについて三角コーナーなどの利用で水切りを徹底しましょうとしてございます。3つ目は雑紙の分別の徹底ですが、例としてお話ございましたけれども燃やすごみの中に含まれている可燃ごみについて分別をしてごみの減量化と資源化に取り組んでいきたいと思います。次に4番としてプラスチック製容器包装類の分別の徹底ですけれども、これについても燃やすごみの中にいくらか含まれているプラスチック製容器包装類について分別を徹底していきましょうとしております。次に5番目ですがマイバック使用の推進ということで、買い物の際にごみとなるレジ袋の利用を抑制してマイバックを使っていきましょうとしております。次の6番ですが生ごみ処理機の使用促進ということで先ほどのお話にもありましたが、生ごみの資源化の促進としまして処理機の購入費の一部を補助、あるいは貸出する制度というものが構成市町でございます。その制度を活用して生ごみの堆肥化や資源化を実践していきましょうとしております。またその下に、赤の波線を引いたところがございますが、これは委員の皆様からいただいたご意見でございます。ここでは家庭でできた生ごみ堆肥を利用した花いっぱい運動などを検討していきますとしております。こういったご意見を頂戴いたしました。次に7番目といたしまして、適正排出の厳守ですが、ごみの排出の際に日時や指定袋、排出方法を守ってルールに則った正排出を厳守していきましょうとしております。以上7つが一人で始められる取り組みということになります。これについては30項目あるのですが一気にお話させて戴いてよろしいでしょうか。それとも区切った方がよろしいでしょうか。

庄司委員長

性格が違うので区切りましょう。それでは具体的な施策として、1人で始められることということで説明をいただきましたが、何かご意見はございますか。

岡野委員

吉本副委員長からおしかりを受けるかもしれませんが、アクション4、プラスチック製容器包装類の分別の徹底とありますが、私はこれをサーマルリサイクルとして活用すべきだという提案を次回検討委員会に提出させていただきたいと思っています。これは非常に大きな検討事項になりますので、今回短時間でやることは避けて次回時間をかけて皆さんに審議していただこうと思っています。以上です。

庄司委員長

プラスチック製容器包装類のリサイクルは容器包装リサイクル法でも今一番問題になっているのはプラチックをどうするのか、容器包装プラスチックをどうするのか、その他プラスチックをどうするのかという事だと思います。これは各自治体でも施策は分かれているところで、徹底して資源化をして行くんだと言う形で取り組んでいるところと、経費がかかりすぎるからサーマルリサイクルという形でリサイクルしていくという考えと分かれていると思います。皆様もご存じかと思います。ただサーマルリサイクルは今国ではリサイクルとしては施策の中には盛り込まれていません。国際的にみてもこれについては必ずしもリサイクルとは言われていないようです。しかしこれは議論が分かれるものと思われる。一番議論の分かれるところは、ごみ処理として、ごみ処理の効率性という点から考えれば、プラスチックを燃やすのが一番だろうと思います。ただリサイクルをどう位置付けるのか、特に発生抑制のためのリサイクルということを考えると、いわゆる拡大生産者責任制度の基におけるリサイクルを徹底していくという上では、果してサーマルリサイクルがそういう位置づけになるのかどうか、これは議論になろうかと思っています。項目の中ではこの点が議論の分かれるところだと思います。これにつきましては次回の検討委員会で議論したいと思っています。1～7までについては特に今までの現行計画との間の中で新たに方向付けが新しくなったものはないですね。基本的にそれを踏襲していくということでよろしいですか。

コンサル

ここに示しているアクションの項目につきましては、前回のものと、今回各委員の皆様から頂いた施策を盛り込んだ新たなものもございます。なお、前回の施策の中で実施の予定の無いものについては、2、3見直したものもございます。

庄司委員長

現在の基本計画で、7番目の有料化の調査研究というのが入っていますけれども、これはこの中からはずれていますよね。

コンサル

順番を入れ替えておりますので、制度を整えるというジャンルに組み替えております。

高橋委員

6番の生ごみ処理機ですけれども、これを実際にやると電気代がかなりかかるといいますので、普及しないと思います。何か別の施策を考えないとこれは普及が難しいと思います。

吉本副委員長

6年くらい前から、生ごみ処理機買まして、電気代がどの位掛っているのか計算したことはないんだけど、わからないんだけど、言えることは、この6年間全く生ごみを出していない、全部土にかえてくれる。すごいものだと思っている。私の場合は2人世帯で使っていますが、1日に400グラムから500グラムの生ごみが出ます。これは、水切りをしていない重さです。全住民が生ごみ処理機を使えば生ごみが無くなってしまう。電気代の問題はありますが、どうして処理機の普及を図るかは大事なテーマになってくる。これを進める施策を検討していただきたい。

もうひとつ、ここの地域は農業地帯がかなりあり、農家の人たちは生ごみを全く出さない、なぜかと言うと、庭か畑の一部に穴を掘って、全部そこで処理をしている。自然にかえる訳であり、都会地と違ってこの地区は排出単価が低くなっているのではないかと思います。問題はニュータウンの人たち、この人たちに、いかに処理機を普及させていくか、電気代を補助できれば良いのだが・・・

高橋委員

実際はごみ袋の値段と電気代を比べると、電気代の方が高い。ごみ袋の値段を上げたら、どこかで均衡点が合うと思いますが現状では全然ペイしない。

吉本副委員長

私は、そこまで気がつかなかった。

寺田委員

私も実は今お話されたように生ごみは全部土にかえてしている。コンポストというものが白井市の場合、補助金付きで配布されている。かなり普及している。これは追跡調査し

ていませんが、生ごみというものは大きなウェートを占めていると考えています。

この基本計画の18ページに出ている、印西地区で30、818トン、これは家庭系の燃やすごみとして出ています。生ゴミが家庭系ごみの4割を占めている。堆肥化されているところでも4割であり、生ゴミの80パーセントが水分なんです。そうすると、簡単に30、000トン×40パーセント×80パーセントということになると、9、600トンの水を燃やしている。水を運んでいるということになる。この機会に、計画期間にモデル地区でも良いから、小さいマイナーのものでも、とにかく堆肥化を目指す。これは可燃ごみとして当然出るものもありますが、生ごみは堆肥化をしましょうという仕組みづくりをこの計画期間に実現していったらどうか。例えば二重バケツや生分解性袋（トウモロコシ材）等がありますので、これに生ごみを入れて出せば容易に堆肥化ができますし、最後は土にもどります。全国的にかなり取り組まれていますので、この委員会でも良い機会ですので、是非検討していただきたい。白井市では過去に清水口300戸（集合住宅、戸住宅）を対象に生ごみの資源化に関するアンケートを実施した経緯があります。その際、農家の協力も必要なので、117戸の農家について生ごみ堆肥を使うかのアンケートをしています。堆肥化は小さな団地の地区、少人数でもかまいませんので、きちんと対応して頂いていく。生ごみは副資材といいますか、土壌改良資材の役割を果たしますし、だいたい生ごみの1割くらいしか堆肥になりませんから、他のもみ殻、米ぬか、畜ふん（牛ふん、鶏ふん、豚ふん）、パーク（剪定枝）を主材として混合すれば立派な堆肥になります。例えば栄町や白井市には水田が相当ありますので、この機会に堆肥化の仕組み作りをやっていただくと、排出された家庭の方も花づくりをすとか、家庭菜園に利用する等コンポストの堆肥と併せて利用することができます。

庄司委員長

生ごみは今、国としても、他の家庭ごみについては、かなり減量の仕組みが利用を含めてできてきているが生ごみだけはないので、大きな課題になっています。他の自治体でも、生ごみ処理機含めて、色々な施策をやっていますが、実績的に十分な施策を、成果として実績を挙げる段階ではなかなか難しい面を持っているようですが、今、寺田委員の言われていたことは、大切なことです。もうひとつは、生ごみ処理機で印西地区の場合は、農地がまだかなりありますけれども、都会地の場合には、需要、コンポストの場合、作った先の需要が問題で、行き詰るという問題が都会ではあります。この地区については、その懸念はないことはないのですが、仕組みとしては作れなくはない。ただ、農家として、どこまで受け入れるシステムができるかどうか、そこが大きな問題です。これは、検討課題だと思います。

津島委員

アクション3の雑紙の分別なんですけれど、雑紙14パーセントと非常に多くて、新聞

紙とかは入れる紙袋があるんですけど、雑紙を入れる袋がないので適当に新聞の袋に入れたりしている。雑紙を入れる袋があればその袋に入れたら良いと思う。

庄司委員長

雑紙という形で、紙の資源回収をかなり最近では各自治体に取り組んでいます。雑紙専用の袋を作っているところも確かにあります。私が住んでいる目黒区では、特にそういう袋は作ってなくて、封筒とか、紙袋に入れて、雑紙類は新聞古紙等を除いて、そこに入れて出して下さいというやり方もあります。工夫の仕方は色々あるかと思いますが、流れとしては、雑紙も1つの資源回収の対象と最近なっている。紙は、きちんと分別できるかという課題はあります。

マイバックの使用については、これは、他の市町村でも相当取り組んでいる、いわゆるレジ袋の有料化、地区として、市町として、かなり積極的に取り組んでいるところが出てきている。事業者との協力、協同でそのための仕組みづくりができてきている。マイバック促進は意識改革、消費者としての市民の意識の転換だけでなく、制度化していくということもこれからは考えていかなければならない。この案では、意識変革だけに訴えている。

高橋委員

生ごみの水切りの徹底ですけれども三角コーナーと書いてありますけれども、市町村によっては、特別な水切りを配布したり、そういうことも考えていった方が良いと思います。

庄司委員長

生ごみは大半が水ですから、水を切ったら、一気に減りますから、食品リサイクル法では、水切りも、いわゆるリサイクル縮減として、リサイクル率にカウントされています。

庄司委員長

それでは、次の項目に、また他に関連でご意見があったら出していただくとして、次のこと「地域のみんなと始めること」このことについてお願いします。

コンサル

「地域のみんなと始めること」について、まず8番の、「不用品情報コーナー、再生品の活用」といたしまして、ごみとして排出される前に、不用品情報コーナーを活用していただくとともに、新しいものを購入する前には再生品を検討していきましょうとしています。

「リサイクル情報広場事業」「生活用品交換広場事業」等を実施しておりまして、印西グリーンセンターでは、ごみとして出された粗大ごみの中から再生可能なものについては、修理、清掃して展示販売を行っております。こういったものを利用して、不要なものについて利用していきましょうとしております。

最終行ですが、これらの事業については、情報の集約と効率的な運用について、今後検討を行っていきますというふうにしております。

次のページにいきまして、9番イベントの参加ですが、各地で行われているフリーマーケットですとか、環境フェスタ等のイベントに参加し、リユースやリサイクルを推進しましょうとしております。尚、環境団体ですとか行政の方でも、各種イベントを展開していますが、委員の意見として駅などでのごみ減量のPRイベントなども検討していったらどうかというご意見がありました。

次に10番ですが、環境教育への参加ということで、現在、全国的に小学4年生を対象にごみに関する環境教育、ごみ処理施設の見学会等が実施されています。また、夏休みを利用したリサイクル教室を、現在実施しております。また、国や企業が実施している環境教育の場にも積極的に参加していただいて、意識を高めていきたいと思います。

なお、赤線分、委員からの御意見ですが、ごみに関する小中学校への体系的な環境教育について、さらなる充実を目指して、関係機関と相談をしながら検討していきますという意見がありました。

次に11番ですが、集団回収活動の推進ということで、有価物については地域の集団回収活動にしましょうとしております。

集団回収については奨励金の制度がございます。各種団体による資源回収運動など市町の方でも奨励しております。

次に12番ですが、効率的な収集・運搬への協力ということで、ごみ出しの方法や時間を守り、効率的な収集・運搬に協力をしましょう。効率的な収集・運搬は環境負荷の低減につながりますとしております。

13番目に情報共有の推進ということですが、広報紙、行政ホームページ及び各種イベント等の情報発信などを活用して、減量化・資源化の情報を共有しましょうとしております。情報を共有化することで、各種ごみ減量施策の効果が期待できます。また、委員からの御意見として、今後、量販店や小売店とタイアップして店舗におけるごみ減量化・資源化量のデータ開示などについても研究していきますとしております。

次のページですが、14番の住民・事業者・行政の相互連携の推進としまして、住民・事業者・行政が、減量化・資源化に向けてそれぞれ役割を果たすとともに、情報交換する場に積極的に参加しましょうということで、具体的にはごみ減量等推進審議会ですとか町内会等、各種団体との意見交換を実施し、フォーラムなどの情報提供で、相互連携・協力体制を推進していきますとしています。

次に15番目ですが、環境美化の推進ということで、クリーン推進運動、ごみゼロ運動などに参加し、環境美化に貢献しましょう。ポイ捨て等防止啓発、清掃用具等の貸出などを現在実施しておりますが、さらに環境美化の推進を図るため、住民の意識、マナーなどの向上や資源化推進を図りますとしています。

次に16番目として、不法投棄、野焼き対策の推進ですが、不法投棄防止パトロール、

監視カメラの設置、不法投棄物協働撤去事業及び広報紙、ホームページでの啓発などを実施しています。ごみの不法投棄や野焼きは法律違反ですので、絶対にやめましょう。また、委員からのご意見としましては、今後、不法投棄を発見したときに、携帯電話やスマートフォン等にて、通報するようなアプリの導入などを検討していきますというふうに取り入れました。

17番として、処理困難物への対応ということで、ごみごとに処理の方法が異なりますので、処理困難物を出すときにはよく確認をしましょう。通常の処理ができない処理困難物につきましては、最適な処理方法を確認したうえで、適正な処理ルートを確認して、住民のみなさまへの理解と協力が得られるように、調整をして説明していきます。また、処理困難物のストックヤードを整備し、そこにストックした処理困難物を一括してリサイクル処分することで、効率的な運用を図っていきますとしています。

次の18番からは、事業者に特化した制度になりますが、減量計画書の作成ということで、事業者さんは減量計画書を作成し、ごみの減量化、資源化に取り組んでいきましょうとしております。現在、多量排出事業者については減量計画書の作成、提出していただいておりますが、これを引き続き実行していくとともに、それ以外の事業者に対しても指導していきますとしております

次のページですが19番、事業系ごみの不用品情報コーナーの設置ということで、家庭系ごみの情報交換というものがありましたが、ここでは事業系ごみ、店舗やオフィスで発生した粗大ごみなどについても、事業所間で情報を交換して、再使用に取り組んでいきましょうとしております。また今後、事業所間でそういったことを活用できる場として不用品情報コーナーの設置を検討していきますとしています。

次に20番ですが、事業系ごみの資源化ということで、事業者は分別を徹底して、資源化に取り組ましましょう。具体的にはシュレッダーにかけた紙類の資源化など、具体的な減量化、資源化の方法について検討していきますとしております。

以上が地域のみなさまで協働して取り組んでいく内容となっております。

庄司委員長

ちょっと予定時間がオーバーしておりますが、この事業の8のことについてもご相談しておかなくちゃならないのですが、ちょっと時間があまりにも遅れまして、これについて、何かありますでしょうか。事業系ごみに係わることで、地域でみんながはじめること、そういうかたちで、これについて、ないですか。この中でもこれまでに現行計画の中に項目としてなくて、新たにでた項目がいくつかありますよね。ちょっとそれだけピックアップしてもらえますか。編集の仕方が若干変わっていますので、処理困難物への対応というのは、特に項目としてはこれまではなかったですね、後、環境教育が取り上げられて、その部分、13の情報共有推進とか、その辺は項目としては新しい、後は説明が若干丁寧になって、项目的な変更はなし。そんなところですか。

吉本副委員長

10番の環境教育ですけど、今日は教育機関の方もご出席されてますので、意見をお伺いできたら良いと思ってるんですけど、やはり、ごみを減らせるかどうかというのは、そこに住んでいる人の人道というかね。わかりやすい言葉で言うと、程度の悪い人が多いとなかなかうまくいかないですね。人道がやっぱり、大きく左右してくると思います。将来の子供たちの、小さいときにできるだけ小さいときにおくと、くせをつけてしまう、こういうものだという、そこが一番大事になってくると思います。そういう意味では、先ほどの説明では、施設の見学だけですか。そうではなくて、やっぱり、できれば学校のカリキュラムに組み込まれるくらいのことを、やってもよいと思うのですが、そのことで何かお考えがあれば教えてください。

庄司委員長

そんなようなことを、現状を含めてですがご説明いただけますか。

宮島委員

日常的な取り組みとして、給食でごみが出ます。その給食のごみを例えば、白井ではビンの牛乳を使っていますが、ビニール、キャップ、そういったものをビニールはまとめて、職員室並びに所定の場所のところに集める。そういった取り組みとか、ビニール系ですね、そこできちんと分けて、そういうことは、どの学校でも日常的にやっている。それからですね、4年生は確かに、必ずこのクリーンセンターの方には見学に来ます。基本としては社会科の学習ですので、クリーンセンターはごみ処理の仕組みを学ぶことが中心になります。その時に、リサイクルした製品が並べてありますので、それを、紹介してもらったり、そのようは機会を設けています。その他、総合的な学習の時間、ゆとり教育になってから始まって、年間70時間位、英語が入りましたので、5、6年生だと70時間ですか、英語が35時間ありますが、それも、環境学習を取りあげる学年は、だいたいどの学校でもあるし、学校によっては環境教育を中心にしてやっている、例えば、白井第1小学校とかあります。そこらへんは、その学校の状況でありますとか、その学校の今までの流れによって共通のものをやっていることではありません。環境教育も広いですから、印旛沼の水のしくみだとか、鮭の放流だとか、そういったものに取り組んでいるところもあるし、情報を交換しようという学校もありますが、これは必ずこれをやれということではなくて、各学校の総合的な学習のプログラムの一環としております。ごみの分別については、燃えないゴミとビニールごみと、カン、ペットボトルと4分別くらいですかね。各学校でやっております。

北川委員

同じ北総管内ですから、基本的には同じような形ですね。社会科で扱う、総合的な学習

の時間で扱う、課題を追求する学習ですね。子供たちの現状を見ていますと、非常にごみのマナーは、私が子供の時よりも、相当良いですね。本当に、捨てていくというのは少ないと思います。それだけ、親のマナーも良くなっているし、学校教育の中もそういったことをやってきたのだと思います。ただ、重点化してやるということであれば、更にカリキュラムを見直していくという必要性があると思います。その中で、3年生、4年生、5年生、6年生ということもあるのですが、1年生のところからやるということであれば、キャリア教育ともそうなのですが、色々な教科領域の場面の中で、指導者が、担任等が、しっかり環境教育の視点でもって指導する。指導すると言っても、一言、このごみについて、どうだろう、遠足していても、ごみを見る場合があるわけですね。そういった時に、子供の視点で、そのものを考えさせる。それを覚えさせる。どんな対策を取るか。考えさせる。そういったことは、できることだと思います。今、物があふれている消費する時代ですので、たぶん、不要なものを沢山購入してしまう。与えてしまう。実態もあるのかなあと思っています。ですから、不要なものは買わないこと。物を大事に使うということ。そういった面も必要なんだろうと思います。印西市の学校の中では、事業所という扱いで考えるのであれば、先ほどの白井市の話にもありましたけども、さらに細かい教室での分別が必要であろうと考えております。子供たちの未来ですので、良い環境、健康でいられるような視点で、学校の方も考えていかなければと思っています。

庄司委員長

ありがとうございました。よく言われていることなんですが、環境教育は非常に重要だと思います。最近私が係わった親の意識調査では、親が子供から教えられていることが意外にあることにびっくりしたんですけども、子供が学校できちんと教わったことを親に言うと、親がびっくりする。親の環境教育が必要だと言うつもりはありませんが、環境教育は非常に重要なことですね。具体的にどういう施策をここへ入れるかということは、この計画の性格上のこともありますが、これについても重要な項目だという形で取り上げることは必要だと思います。他に何かありますか。

角館委員

アクション11の集団回収で奨励金の制度があることは、今でもあるのでしょうか。2市1町について。

事務局 高橋主幹

各市町で、制度の中身や金額等も異なりますけれども、ほぼ、こういった集団回収には奨励金が出されております。

角館委員

お金が自治会に、やる気になるようなその程度の金額が入るのですか。

事務局 高橋主幹

例えば、自治会でやっていただければかなりの量になりますので、自治会費の中に補てんするだとか、それぐらいの金額にはなっているのかなと思います。

角館委員

認知されていない、私が知らないだけかも知れませんが、そこらへんはどうなんですか。

事務局 高橋主幹

すべて把握している訳ではありませんが、自治会の中でも、やっているところ、やっていないところ、かなりの差がありますし、また、学校でやっている廃品回収、こういったものも対象になりますので、そういった団体でやっている場合もあります。

角館委員

資源物全体が対象になるのですか。

事務局 鳥羽主幹

市、町で違いがありますが、全品を対象にしているわけではありません。

白井市 藤咲環境課

資源回収につきましては、先ほど組合さんの方から言ったとおり、印西市さんと栄町さんは、すべて集団回収の奨励金は実施しております。単価的なものは異なりますが、制度的には実施していると思います。併せて広報を含めていただき、こういう団体に奨励を行っているところです。

庄司委員長

ごみ量の実績から見ても、集団回収、資源回収はかなりの量を占めていますからね。他に何かございますか。

津島委員

集団回収のことについてですね、新聞紙は、民間業者が回収していたり、それから市と学校がやっているものがあります。市と学校の回収はですね、集団の置く場所、ごみの集積場所までもっていかなければいけない。ところが、業者が最近まわってくるのは、月に1回なんですけれども、そこまでもっていかなくてもよい。歳を取ってきますと、そこま

で持っていくのが大変。結構ごみは紙ですから重くて、持って行けない。つつい自分の玄関の周りにおいて、それを業者が戸別収集で持って行く。だんだんそういうふうなことになり、業者の方が増えていって、収集量のデータにもそれは出てこない。それは、どうなんですかね。市の方では、どういうふうに、そういうことについて考えていますか。この前見学したふじみでは、全部戸別収集をやっているということですがけれども、今は、市の方で集団回収をやっているのはすべてごみの収集所まで持って行くことになっていきます。個別収集に応えられますか。

印西市クリーン推進課 小林主幹

集団回収事業につきましては、実施する団体様、連絡会、町内会、自治会様、子供会、学校単位の団体様が、事業者と直接契約をなされて、何曜日のどこにと、どのような業者との契約のもとに、集団回収を実施しておるところでございます。ですので、行政としましては、どこの場所にとか、何曜日というところまでは、団体の実施状況につきまして、踏み込んではいないところです。ただ、津島さんがおっしゃたように、年々、集団回収量の実績といたしましては減少しております。原因といたしましては、津島さんがおっしゃたように、集団回収としては、団体利益の追求なんです、事業者の自主回収につきましては、トイレトペーパーなり、家の前まで収集日に来てくれるなり、個人利益の方の追求に、残念ながら移行しているのではないかというような分析をしておるところでございます。印西市の場合は、以上です。

庄司委員長

ありがとうございます。他にございますか。なければ、次の最後の制度を整えていくことについてお願いします。

コンサル

制度を整えていくことということで、組合及び構成市町で、ごみ減量化・資源化に向けた制度を整えていくことについて、整理をしております。

まず、21番目ですが、ごみの有料化の調査・研究ということで、先ほどの設定にも大きく係わってくることでございますが、現在、一部の市町では、すでに粗大ごみ有料化でありますとか、燃やすごみの有料化を実施しています。今後、さらなるごみ排出の抑制効果を見込み、印西地区全体のごみの有料化制度の導入を推進しますとしております。

次に22番目ですが、事業系ごみの適正搬入ということで、事業系ごみの適正処理、減量化、資源化を促進するとともに処理手数料の適正化を確認していきます。

23番目に、プラスチック製品の資源化ですが、先程、また違うご意見もございましたけれども、現在の素案では、容器包装リサイクル法適用以外のプラスチック製品についても、資源化について、効果を調査・研究していきますとしております。

次のページで、24番目ですが、剪定枝の資源化ということで、現在、枝粉碎機貸出事業などを実施しておりますが、今後も引き続き、剪定枝の資源化効果、排出量、リサイクル試験などを調査、研究しますとしております。

25番については、これは新しく追加した項目でございます。これは委員からのご意見でして、生ごみ堆肥化、循環地域づくりということで、生ごみの収集、運搬、保管に協力が可能なモデル地区を選定して、また、農家の協力を得ながら堆肥化の試験を行うと、循環地域づくりについて研究をしていきますというふうにしております。

次に26番目ですが、収集・運搬体制の検討・改善・安全確保ということで、これは前回、現行計画の2つの項目を1つに取りまとめたものでございますが、地域特性とか将来予測されるごみ量の増加、多様化に対応して、収集、運搬体制の改善を図るとともに、安全を徹底していきます。また、住民目線での安全対策、必要箇所の調査、対策を講じると共に、排出抑制・資源化の推進、サービスの均一化、安定処理及び適正排出の徹底と効率を高めるための検討等も行うとしております。

27番目ですが、展開検査の強化ということで、適正排出の確認と排出状況を把握するために、印西クリーンセンターでのごみの展開検査を強化していきます。

次28番目に、処理ルートの提案ですが、資源化を推進するために新たな処理ルートについても調査・研究していきますとしております。

次29番目ですが、住民・事業者の各種活動の支援ということで、先ほどから出てきています生ごみ処理容器等購入費補助事業ですとか、有価物集団回収奨励金事業、また、廃棄物減量機器貸出事業などにより、住民・事業者のそれぞれが主体となって行う活動を支援しますとしております。

そして、制度を整えていくことの最後の30番目として、これは新たに追加した項目ですが、災害時の廃棄物の処理体制としまして、災害時の廃棄物処理については、構成市町で作成されております地域防災計画ですとか、震災廃棄物処理計画によって定めていきますというふうにしております。災害時の廃棄物の処理体制については、千葉県や近隣自治体との協定を締結しておりますが、今後は大規模災害等に備えて、万全な体制を整えていきますとしております。このへんについては、今後検討します新しい中間処理施設の整備についても大きく関係する項目となっております。説明は以上になります。

庄司委員長

ありがとうございます。これについて、いかがでしょうか。先程の施策との関連、生ごみ堆肥化、循環地域づくりとか、後、有料化ですか。プラスチック製品の資源化とか、この辺については、他の項目との関連もありますが皆さんいかがでしょうか。

岡野委員

30番目災害時の廃棄物の処理体制について、これも、最後の2行目に千葉県や近隣自

治体との協定を締結していますがと書いてありますが、これに加えて、民間施設とも協働ということを入れてほしいのですが、実際、2年前の震災の時に、白井市の災害廃棄物はみなさんのお手元に配られている、現状報告の34ページに出ておりますが、白井市だけ特別少なくなっています。白井市は白井の民間焼却場に委託したからでございます、そういう実績も踏まえて、また、この近くには成田にも民間のそういった施設がありますので、そういったところとの日頃の連携強化ということも視野に入れて、体制を整えるべきだと思います。

吉本副委員長

24番の剪定枝の資源化ですけれども、これは草木なんかも含まれると思いますが、基本計画案の35ページ、14.7パーセントなんですよ、全体の占める割合は、これはですね、油焚いて燃やしている訳ですな。ここへ持ってきて、これは、愚の骨頂だとも思うんだよね。これはですね、やっぱり、自然にかえしたらいいんですよ。そういう施設もありますし、クリーンセンターでは、今、燃やしていますけど。民間の施設は、ありますね。こういうところに持って行った方がいいんじゃないですかね。そうすると14.7パーセントはあっという間に減少するのではないのでしょうか。

事務局 高橋主幹

1点だけお間違いになっているのは、油を焚いて燃やしているということでございますけれど、基本的には、ごみ焼却炉、立上の時は油を使いますが、その後はすべて、空気を送るだけで自燃しております。それだけご理解ください。油を焚いて燃やしているということではないということです。

吉本副委員長

相当水分を含んでいますよ、生ゴミですから。

事務局 高橋主幹

他のものとカロリーの高いものと一緒にもやすことによって、油を焚く必要がないこととなります。ただこの剪定枝の資源化とは別の話ですけれども、そういうことで。

吉本副委員長

はいそれは知りませんでした。

寺田委員

剪定枝は、例えば白井市の場合には300町歩位のなし園があります。そこから出る排出量は相当なもので、だいたい、2,000t位毎年排出しています。民間さんに持って行

っている剪定枝もあるんですが、3年間堆積させますと、だいたいモンパ病はでなくなります。したがって、生ごみとこのチップ（剪定枝など）や他のいろいろな堆肥源である畜糞、もみがら、米ぬか等と混合しますと、非常に良い堆肥ができます。どちらかといいますと、速効性じゃなくて、緩効性の堆肥として効き、土にかえて良いものになりますので、先の生ごみの堆肥化と併せて、検討していただくと良いのではないかと思います。

庄司委員長

他にございますか。

津島委員

ごみの有料化のことについてですね、今、印西の実態、45リッター用の袋について、売っている店はバラバラの単価で、店ごとに単価がちがうのですけれど、だいたい私が購入しているところの店は1枚14円、15円なんですけれど、入手した三鷹調布のデータを見ますとですね、40リッターで1枚75円で、10枚入りで、750円。だから、印西の今の現状の袋よりも、5倍くらい高い値段で販売されています。やはり、今、印西で有料化と言っているのは、この値段で、売って、それを有料化と当組合では言っているのですか。

事務局 高橋主幹

おっしゃるとおりで、今、現在、やっておる制度は、指定袋制度でございまして、基本的には、組合がごみ袋の規格を指定をして、その指定に基づいた袋を作成会社につくらせて、それを、自由に売っている。今袋を買うときに支払われるお金は袋代でごみ処理手数料ではありません。したがって、ごみ処理手数料のようなものは一切組合には入っていない

津島委員

入っていない。では、有料化ではないのですね。

事務局 高橋主幹

そうなんです。これは、有料化とは言いません。

津島委員

印西は有料化制度ではないということですね。

事務局 高橋主幹

はい、そうですね。実際に、おっしゃるとおりですね、有料化を実施した場合には、そ

ういった、設定方法にもよりますけれども、50円とか、80円とかをごみ処理手数料としてごみの袋代に上乗せして袋を市民に買ってもらい、そのごみ処理手数料分を市の収入として得るという形になろうかと思えます。それをですね、一部、栄町だけが実施をしているということです。

庄司委員長

一般にごみ処理の有料化といった場合には、ごみ処理手数料に対してお金を取るということですが、袋が有料で売られているからといってもその中にごみ処理手数料が上乗せされていない、すなわち袋代そのものの価格で市販されているものを買っても、事実上それも袋代は負担ですけれども、それを有料化とは言いません。有料化とは別にそのもの自体が一般に有料化して、指定袋制度を採用している時は若干有料化的な要素もあります。他に、ありますでしょうか。

角館委員

アクションの26なんですけれども、これの中には、戸別収集入っていますよね。私は実は、戸別収集のことも書かせていただいたのですが、先般、三鷹調布では、もうすでに実施されているということで、問題は、効率、時間とコストがどうなのかということだったけれど、少なくとも、三鷹・調布では、さほど戸別収集でも、コスト等、効率が悪くなるということはありませんと、そういう答えをいただいておりますし、全国で見ますと、他の市町村でも、戸別収集がかなり普及していることもあって、非常にメリットがありますね、要するに、ルールもどうしても、破る方がいますので、決められたところにごみ収集の場所をつくるのではなくて、それぞれが責任を持って、集合住宅は別なんですけれども、戸建てのところは、決められたルールで自分のごみを出すと、そうしますと、ごみの分別とかが徹底されるでしょうし、色々なルール破りのいざごぎによる、色々なエネルギーを使うことがないといえますか。是非、戸別収集という言葉をここに検討すると、入れていただきたいのですが、そこは、どうなんでしょうか。

庄司委員長

この中には、直接の文言としては入っていないようですが、その辺は、印西地区として、また事務局としては、どうお考えになっていますか。

事務局 高橋主幹

収集に対して、戸別収集ということになりますと、かなり大きな問題になりますので、それについては、調査、研究でありますとか、そういったレベルでのということで、やるやらないは別として、何らかの形で言葉を入れないと考えております。

庄司委員長

ここでは、そうなっているのですね。

角館委員

かなり、やっぱり大変ですか、検討は・・・。

事務局 高橋主幹

実際にはですね、モデル地区を作ったりして、1回やってみてですね、それで、効果が上がるというような数値をもって、全体にやっていくという形をとらざるをえないのかなというふうには思っています。

角館委員

究極的には、1番その最後の実測的な進め方なのかなと思うのですけれど、だから、繰り返しますけれど、三鷹調布で、ほとんどそのコスト、効率が変わりませんよということですから、これは是非、検討していただきたいと思ったんですけれども。

庄司委員長

一般的に、全体の流れとして見ますと、有料化を実施する時に、同時に戸別収集を実施する。要は、市民へのサービスをその分良くして、有料化による市民への負担増と相殺するというか、そういう政策的な配慮ももちろんあるのですが、戸別収集によって排出者が分別をきちっとやっているかどうか外からはっきり判るようになりますから、排出者も分別をきちりするようになってそれが減量化にもつながるという施策の優位性もあります。

吉本副委員長

剪定枝のことなんですけれど、これは、業者がクリーンセンターに持ち込めますね。断ったらどうなるのですか。

事務局 高橋主幹

剪定枝については、民間の資源化業者、白井ですとフジコーでありますとか、そういうところで大々的にやっていたいっているのですけれども、実は近年、昨年、一昨年、放射能の問題が実は出まして、剪定枝で堆肥化したものの堆肥の放射能濃度が上がってしまつて、堆肥がはけなくなりました、こういった現実がございまして、小さいところでは、それが原因としてやれなくなったところも情報としてありました。今後は、そういった民間の放射能問題が落ち着きましたので、たぶん、もう一回そういった堆肥化もですね、一切、民間の業者で、可能かなというふうには思います。そういう場合には、そういった民間業者を紹介するでありますとか、そういったことは可能であるというふうに思います。

吉本副委員長

そこは、何か検討していただきたいと思います。

庄司委員長

この減量対策の、この施策については、今日、これで結論ということではなくて、当然、今後の議論の中で進めていきたい。今日は一応こういう施策を考えていると頭にいられたくということにして、今後の議論に有効に役立てていくことにしたいと思います。今日は、ちょっと時間がオーバーした中でやりましたが、具体的には、色々なご意見をすべて聞きたいと思っております。それで、もう一つ、大きな議題が残っているんですが、すでにもう1時間が超過しています。私の提案ですが、この議題、非常に重要で、先程の目標にも関連してくるのですね。まるまる次回に送ってしまうと、次回までではちょっと時間が空くので、とりあえず今日は説明だけをしていただいて、具体的な内容の検討は、数値目標とか、先程の施策のことに関連していきますので、次回にまわしていきたいというふうに思いますが、それでも時間がオーバーしますが、よろしいですか。

岡野委員

その件なのですが、庄司委員長と用地検討委員会の委員長の間のお話し合いで、用地検討委員会の方に、基本的な施設の構想を、早急に我々委員会としてまとめて、答えますというふうに伺ったのですが、そういう意味で、今日これを終わらせなくても大丈夫なのですか。

庄司委員長

今、おっしゃったことは私も頭にあります。ただ、その施設構想に係る数値目標とか、そういったことを、棚上げというか、次回に延ばして構わないのかと思いつつ、きょうは時間が無くなったので次回にまわさざるをえないのかなと実は迷っています。用地検討委員会のスケジュールとの関係でいくと、やっぱり、やっとならうが良いですね、そうすると後、30分40分は掛かると思いますので、時間がかかり、延長してしまいます。その辺は私も、どうしたら良いのかと思いつつ悩んでいます。

岡野委員

そうしたらね、用地検討委員会に出す答えだけに特化してですね、今日、おやりになったらいかがでしょうか。

庄司委員長

そこだけにしましょうか。

岡野委員

全部やると、たしかに時間が掛かりますのでね。

庄司委員長

では、その範囲で、やるっていうことで、やっていきたいと思います。次に移ります。時間が、だいぶ経っておりますので、ちょっと、小休止をしたほうがよろしいかなと思いますので5分程休憩をして、再開をするようにいたします。すみません。大幅に時間が延長をしてしまいました・・・。

庄司委員長

委員会を再開させていただきます、議題の8の最後のところですが、次期中間処理施設整備事業の基本方針の案について、事務局の説明をお願いいたします。

コンサル

それでは資料の6をご覧ください。少し割愛をしながら説明いたします。資料の6ですが、1ページ2ページについては、参考までにお聞きください。3ページには現行ごみ処理基本計画と平成23年3月に策定された次期中間処理施設整備基本計画についてでございますが、これにつきましても割愛させていただきますが、一点だけ④の2つ目に、概ね240t/日程度とありますが、かつこの工事発注前年度である平成25年度に改訂予定のごみ処理基本計画、そして市町の震災廃棄物処理計画との整合をとるとありました。この時点では平成30年度に施設整備をするという前提で取り組まれておりましたので、発注前年度の平成25年度の基本計画で規模を決定するとされておりましたが、現在すでにこの現行基本計画の施設整備の時期が変更されておりますので規模については、やはり工事発注の前年度の計画で決定されることとし、今回のごみ処理基本計画では規模の決定にはまでは至らないと認識をしております。では4ページ目からですが、次期中間処理施設整備の基本方針案について説明をさせていただきます。まず基本方針のまとめ方につきましては、廃掃法に基づいて、新たな廃棄物処理施設整備計画が今年5月に閣議決定されております。その中で定められた内容について、次期中間処理施設整備に係る項目をピックアップして編成しております。また2つ目にどうしても焼却施設だけがクローズアップされてしまいますが、粗大ごみ処理施設なども含めた全体的な基本方針を定めるものいたしました。では1番目から6番目まで項目がございますが、重要な内容ですので1つ1つ説明させていただきます。1番目の市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進ということで、先の国の廃棄物処理施設整備計画では国の基本方針として①～④に示している内容について定められています。まず①ですが分別収集及び一般廃棄物の再生利用により、一般市域物の適正な循環的利用をするということ

岡野委員

委員長、先ほど私申し上げましたように用地検討委員会へ出す応えだけに絞らないと1時間以上かかるとお思いますので、今の説明は省いていただいて1番大事な7ページの4. 将来施設規模の見込みについて協議した方がいいのではないのでしょうか。

事務局 高橋主幹

用地検討委員会に出すということですが、基本方針については1～6までありますが、この内容につきましては、了承をいただけたものとして理解してよろしいでしょうか。

庄司委員長

時間の関係もございまして、やむを得ないと思いますが、5の災害対策の強化というのが、おそらく施設整備計画が新たに改訂されたこともあってこの部門については、次期施設に関係してくるものと思います。この部分を説明いただいて7ページへ進みたいと思います。

コンサル

それでは5について説明をさせていただきます。5の災害対策の強化ですが、国では①～④までのことが示されておりまして、災害廃棄物についても処理ができるよう広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設の能力を維持することと示されておりまして、その他施設の耐震化、浸水対策等も考慮することとしております。また電力供給や熱供給等の役割が期待できること、そして災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進することなどが示されており、これを受けて本計画における基本方針案としましては、次期施設整備では大規模災害時も稼働を確保し、その役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定の余裕を持った能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します、としております。

次に7ページの4. 将来施設整備の見込みについてご説明いたします。目標年度を平成40年度といたしました。上の段が将来予測値、下の段が目標値について説明をさせていただきます。資料3で説明した内容によれば、ごみが平成40年度に40,579.53tとなります。そしてその下に災害が4,100tと示しておりますが、これは注釈2で説明しているように、およそごみ要処理量の1割としております。その結果ごみと災害廃棄物を合せて44,679.53tとなります。これを規模換算で166t/日とありますが、これは注釈3をご覧くださいませ通り、国で定められております式によって計算しております。一つ訂正をお願いいたします。注釈3の最後の「÷災害廃棄物処理率0.9」は削除して下さい。規模換算については要処理量を365日で割って、実稼働率が280日ということで、0.767、そして故障等の調整稼働率0.96を繰りこんだ式となっております。

り、166 tとなります。これが目標値の場合、上が予測値で203 tになっております。まとめますと、2) になります。170～200 t程度の施設規模が見込まれるということになります。次に5ですが、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会への申し送り事項といたしまして、整理いたしますと、まず一番目が基本方針でございます。二番目が将来施設規模の見込み、三番目がその他としまして、一つが用地の面積です。これは法的な制約、構内車両の動線、建替え用地の必要性、また災害への備え等十分に考慮し、条件とするものでございます。二つ目に事業用地の立地条件ですが、安全で安定稼働が確保され強靱な一般廃棄物処理システムを目指し、大規模な災害時にもごみ処理が継続され、かつ防災拠点化としての役割、余熱の利活用、経済性を十分に考慮し条件とされること、三つ目として、施設整備全般に当たって1番の基本方針に基づくとともに、先進の技術導入による焼却方式、環境影響抑制効果に配慮されることの3点になっております。以上でございます。

庄司委員長

時間との関係で(1)～(4)については説明を割愛させていただきましたが、この部分については特に問題はないと思います。(5)については災害対策ということで、東日本大震災の経験を踏まえ、国としても今後災害対策の拠点になるような施設づくりを配慮すべきだと、指針を出しておりますが、それを受けてこの項目であると理解してよろしいのではないのでしょうか。(6)については契約事項でございますので、問題ありません。

次の項目の4の将来施設規模の見込みですが、これが一番のポイントとなりますが、これについて何かご意見はございませんか。

岡野委員

私の意見書をお配りしましたが、ここでいう大規模災害時というのは、何を指すかということであり。ここでは約1割の5,000 tを見込んでおりますが、私は500 tから1,000 tで十分であると考えております。この大規模災害というのは1として東京湾北部地震及び茨城県南部地震を想定するもので、その理由といたしまして、資料1、2、3は内閣府中央防災会議専門調査会がだしているものであります。資料1を見てください。これは地震の切迫度を示したものでありまして、1600年～2000年までを分かりやすく示したものであって、震度6クラスの大きな地震というのは、そこに書いてありますように6回あった訳です。中でも赤く塗ったのはM8クラスの元禄地震と関東地震の間が、約300年ありまして、その間一番上の左に書いてあるひずみエネルギーがたまって行って、それが解放されたものが大地震になる。従ってM8クラスの地震はこれから100年間は、まったく想定されていない。100年以上たった後、起こる可能性がある。現在は地震活動としては静穏期にあるといわれていますが、2年前の大震災を受けて活動期に入ったという研究者もおります。そういう中で資料の2をご覧ください。

今首都直下で発生すると予想されている地震は、フィリピン海プレートと北米プレートの接合部2のところでは、ここが切迫している。30年以内に70%の確率でM7クラスの地震が起こるとされている。これに対して各自治体は防災計画をたてなさいというのが内閣府の指示でございます。この2というのは次ページの資料3、東京湾北部地震及び茨城県南部地震ということです。なぜ東京湾北部と茨城県南部かといいますと、この千葉県の地図の中で我々の印西地区、地震活動低と書いてありますが、ここは地震が発生しにくい性質の岩盤に変成されている。変化しているということです。普通かんらん岩というのは、プレートの岩石ですが圧力と水の化学変化によって、蛇紋岩というものになっております。蛇紋岩というのは非常にもろい岩石でありまして、ここには先ほど申し上げましたひずみエネルギーがたまりにくいのです。蛇紋岩化した周辺で地震が起きている訳です。ですから茨城県南部そして、東京湾北部地域に色分けされたところで近々地震が起こる可能性があるという指摘されている訳です。それを受けて次の資料4千葉県がより細かく震度予想としております。250mのメッシュ割りして、そこで得られた地盤情報で東京湾北部地震で想定される地震を基に出したもので、印西地区は北の茨城県が一番南側へ出っ張ったところ、中央よりやや左側、ここが印西市です。その左側が白井市で、右側が栄町です。ここはご覧の通り、震度を見ていただくと色分けで5強あるいは6弱となっております。ようするに最大6弱が想定されているのですが、2年前の地震は正にこれとぴったりの震度であった訳です。ですから2年前に我々は震災で実物大の実験をしているということです。そこで出た災害廃棄物は1,080t、しかしこの1,080tの中には白井市が民間に委託した分が入っておりませんから、約1,500tと想定されました。ということはすでに2年前に壊れるべく古い建物、特に木造ですが、全壊及び半壊した建物はすでに廃棄物となってしまっている。従って、これからは30年以内に想定されている地震に関しては2年前よりも廃棄物が少なくなる。今建っている特にニュータウン地区は全部新耐震設計でつくられる訳ですから、壊れる心配もありません。ですから1,080tあるいは1,500tが最大であると判断され、災害廃棄物処理量は500tから1,000t程度であり、これほどははっきりとした証はないものと考えます。よって、1割程度という想定はやめるべきだと思います。つまり1,000tで計算すると、目標値4,580t+1,000tで先ほどの計算で規模換算すると、155t/日となります。次回ご提案申しあげますが、それには容リ法対象プラスチックを分別回収してありますが、それをサーマルリサイクルした場合約2,000tあります。それを加えても160tプラスということになります。ですから量としては160tからせいぜい170t位が用地検討委員会へ出す答えではないかと考えております。

庄司委員長

この意見に対して、いかがでしょうか。

津島委員

この資料の上の段の203tとなっているのは、5年間のトレンド値から出した数値ですよね。この数値は10年間の数値の原単位を見ると5年のトレンド値の原単位と比べますと、40年度で相当低くなっている。その値を入れますと、203tというのは高すぎる。5年のトレンドには23年度と24年度は入ってますか。これは千年に一回の災害の特殊要因に上乗せされたごみも入ってますから・・・

コンサル

震災ゴミはトレンドに入れてはおりません。

津島委員

それでも5年と10年のトレンド値では相当差が出てくると思いますので、10年のトレンド値の方が少ない値になっていますので、203tよりも相当小さくなる180t、170tに下がる可能性はあるのではないかと思います。このまま203tを上限の範囲に入れるのは、問題があるのではないかと思います。

庄司委員長

5年と10年のトレンドの採用数値の差が出てくるのは、その差は具体的にはどういうところを予測されますか。

コンサル

10年間の実績と5年間の実績では大きく傾向が異なります。例えば10年実績をトレンドすると減少し、5年間の実績では横ばい状態となるため、今後を予測する場合は慎重に判断をしなければならないと考えます。

庄司委員長

その場合は、総排出量としてのトレンドですか

コンサル

原単位です。

津島委員

ごみの場合は人口と違って、ある減量施策を打ちますと、階段状に下がる訳です。だからごみ減量施策を打ち出していない5年間ではなくて、減量化施策も含めた10年間の実績値のトレンドの方が、より適切ではないかと考えます。

岡野委員

視察時の話を思い出していただきたいのですが、ふじみ衛生組合の最大の課題は何かという質問に対して、ふじみ衛生組合は、施設の規模よりもごみが減ってきて、運営費が心配である。要するに売電する量のごみが出ないということです。たまたま現在は単価が上がったので、なんとかギリギリ運営しているが、将来は心配である。これからの施設というのは余裕を持った施設を計画するのは、全く合わない。ライフサイクルコストを考えるとむしろ小さめの施設を設定してごみが少々多かった分の対応はいくらでもある。この辺は委員長が詳しいので、ごみが施設規模よりも多少多かった場合の色々な手立てについて、ご教示いただければと思うのですが・・・

庄司委員長

そのことについて、お答えできるだけの知見は私にはございません。

津島委員

減量化施策を盛り込むかどうかということ、この過去5年間で大きなごみ減量化施策は実施しましたか。やっていなければ増えていきますよね。

岡野委員

ある自治体では、ごみ量だけを我々発注側は示して、DBOで発注する場合です、施設規模は業者に決めさせるのが一番いい方法だという話も聞いたことがあります。言われてみたらその通りで、我々素人が20年間、30年間の運営を考えて処理の施設の規模を考えてもいい加減なことしかできない。DBOで入札してくる彼らに、どんな焼却方式であろうが、どんな規模であろうが、20年間品質保証ですから、まずかったら彼らの負担でやってくれますから、親会社は世界で一流企業ばかりです。そこが何十年もかけて大勢の技術者を総動員して作り上げてきた特許のかたまりである複合施設をですね、我々が勝手に決めること自体が猿芝居の様なものです。ですからあまり細かく決めないで、入札の段階で彼らに決めさせればいいのではないのでしょうか。そういう提案をしておきます。

竹下委員

具体的なことはこれからの委員会で決めていくこととなると思いますので、用地委員会への申し送りとしては何t程度でいいのではないかと思います。ですからあまり容量を議論するというのは時間がかかるばかりでどうかと思います。それとここの設備容量と必要な面積ですね。それから廃ガスの数値などが用地検討委員会が必要とするものではないでしょうか。そちらに議論を集中してはいかがでしょうか。

庄司委員長

いま大事な点が指摘されましたけれどもこのごみ処理基本計画として出す計画数値はどこまでを含めた計画の範囲なのか、本委員会はごみ処理施設を建設するための委員会ではありません。あくまでごみ処理政策をどうしていくのが基本だと思います。ごみ処理については単に量の問題ではなくて、適正処理をいかに確保するのかということが大事な一点ですし、もう一つは循環利用計画として位置付けるということだと思います。循環利用計画のからみでいえば、さきほどプラスチックをどうするのかという話も出ておりましたが、それも一つの大きな争点だと思います。それから適正処理をどうするのかということですが、適正処理を確保することは当然のことですが、具体的な環境数値をここで出す必要があるのかどうかということにつきましては、私どもとしては基本計画として適正処理を確保するだけの具体的な数値を設定するという事は、この委員会ですることではないと考えます。国の環境基準はクリアしなければいけません、さらにどこまで上乗せするか、言葉としてどのように載せていくかは別として、当施設としては更にどこまで内容を担保しようとするのか、ということだと思います。そういう意味ではごみ量も、細かな数値は設定する必要はないと思います。今出たこの提案された数値を踏まえたと、災害ごみの容量をどこまで入れておく必要があるのかということが一つだと思います。それから実際のごみ量をどの程度予測するのかということのも、私どもはある程度幅を持ってやっていくものと考えております。実際には具体的な数値については、施設整備基本計画の中で検討していただくことになると思います。特に今時点での計画の数値を出す時点と、実際の施設をつくる時のタイムラグがかなり出てくると思いますので、実際の整備計画が具体化していくのは仮に5年後だとしたら、5年後の状況もいろいろと変わってきますので、そこまで本委員会では細かくは踏み込めないことだろうと思います。そういう意味では、一つの目安となるような数値をここでは出せばいいのだろうと思います。そのことは皆さんもご異議はないものと思いますが、そのことを踏まえてこの数値をどこまで見込んでおくのかということだと思います。一つ大きく違ってきているのは災害ごみをどこまで見ておくのかということです。この1割の4, 000 tというのは、あくまで地区内のごみの災害時に特別に発生するごみの増量ということ想定しているということですね。周辺施設のごみのことも考えているのですか。国では広域化対策ということで震災における広域化対策も念頭に置くよういわれていますが、その辺の数値の関係はどうなんですか。

事務局 高橋主幹

この1割というものは、1割にしたいということではありません。本来は今、岡野委員の説明にありましたように積み上げをして、震災時にどれくらいのごみが出るかという中で、出たごみをどれくらいの期間で処理していくかという中で、最終的には日量当たりで割っていくこととなると思います。国では規模によって交付金の対象にする訳ですが、その上限が1割と言われております。近隣の例では船橋市が約1割ということがございます。

本来であれば岡野委員が示した根拠を積み上げ、震災廃棄物処理計画を策定して災害によるごみの量を出すべきだと思っております。あくまで印西地区内の廃棄物の処理ということでございます。

庄司委員長

無駄な規模にするということではありませんが、少しゆとりを持った規模にした場合は、1割分の補助金は頂けるとのことです。

岡野委員

要するに用地検討委員会への答えを用意すればいいのではないのでしょうか。

津島委員

目標値の規模は166tであるので、具体的な内容はこれから議論して決めればよいことであって、数値の目安としては160～170tというくらいのところで、大きな開きはないのではないかと思います。

岡野委員

用地委員会が公募をかけるに当たって、ある程度の数値的なものを出さなければいけないということで、我々は議論している訳ですから、だいたいの数値を出せばいいと思います。

庄司委員長

この案の中では、170～200tと示されております。

津島委員

200tは大きすぎます。これは5年のトレンド値であって、なんの施策も盛り込まれていない、あまりにも現実離れしていて、10年の施策が盛り込まれてきたトレンドではこれよりも下がる、ということで私は申し上げます。おそらくこの原単位を入れると180tよりも少なくなります。

事務局 高橋主幹

処理規模でどうのこうのということではありませんが、先ほど津島委員から5年のスパンと10年のスパンでもう一度やり直せということですが、委員会としてそれはやるということによろしいのでしょうか。

庄司委員長

もう一度やるということをお願いします。

事務局 高橋主幹

その5年か10年か最終的な決め方というのは、傾向を示す中でコンサルの説明にもありましたが近年5カ年は横ばいであった場合でも、その前の5年の時とかなり下降傾向になるかと思いますが、それを取るということになるかと思いますが。

庄司委員長

取るか取らないか結論は出さなければいけないのでしょうけれども、大事なはその前提になる議論として、どうしてその差が出てきているのか、この5年間では減りは頭打ちになったということですね。その原因をきちっと我々としては整理していけば、おのずと答えは出てくると思います。その辺の分析をもう少しする必要があるのではないのでしょうか。トレンドは一つの結果です。問題はそのトレンドをどう解釈するかが問題であって、それをどう解釈するかはコンサルさんの説明の中でもあまり詳しくはされていない。実はそこが大事なところですね。理由が判ってこそだからこっちを採用するという事だと思っうんです。右か左かを単に比べるのではなくて、その中身を比べるということです。その点についてまだ議論が十分にされておりません。そういう意味で5年と10年をもう一度見直してみようということでございます。

事務局 高橋主幹

それでは5年と10年を比較して見ていただくということですね。

津島委員

その時に、ごみの原単位だけではなくて、ごみの量として出していただかないと、わかりませんのでお願いします。

高橋委員

その時に数値だけではなくて、委員長からも指摘があったように、なぜ違うのか説明書きを加えてお願いします。

庄司委員長

分析になりますが、そこが一番大事なところですね。用地検討委員会が求めているものは、こちらの委員会として量的な規模をどの程度に抑えるのかということが求められているところだと思います。ただ今お話したように分析をしないで今日のところで数値が出せるのかどうか。

岡野委員

敷地面積が欲しい訳です。その前にどの位の施設の規模だということになる訳で、我々は施設規模と敷地面積との関係を各自治体のものを色々集計している訳です。現状は300tで2.5ヘクタール、今度は200tを下回る訳ですから、現状の2.5がマキシマムの敷地面積だよという答えでいいと思います。施設規模がどうしても知りたければ、170～180tで示せばいいのではないのでしょうか。現状よりも、うんと小さいのだから面積も小さくていいという説明がつけばいいのではないのでしょうか。その際に建替え用地が入っているのかどうかを含めて応えられるようにしておけばいいのではないですか。そして委員長は環境基準については、いらないのではないのでしょうかとお話がありましたが、むしろ周辺住民に対して説明の中で現状よりどのくらい良くなるということが分かる程度のものは出さないと説得力がないのかなと思います。今はこんなに良くなったんだから、皆さん安心して公募に応じてくださいという呼びかけにもなろうかと思えます。三鷹あたりの例を出して、我々はこれを目指すよ、あくまで目標値ということでもいいと思います。あるいは事務方で環境アセスの目標値をだいたい目安がある訳でしょうから、そういったものを出さないと用地検討委員会も待っている訳です。今日ここで出してもらって22日の用地検討委員会で公募の条件書をつくりたいと言っている訳ですから、あまり伸ばすと我々にも責任が及びますから、公募に必要な要件はここで話してあげた方がいいと思います。煙突の高さは2種類用意してあげなければいけないでしょう。それともう一つ大事なのは従来通りの蒸気で地域への熱供給になりますと枠をはめてしまいます。だからこの際正直に環境省が言っている地域圏熱供給などの中途半端な抽象的な言い方ではなくて、高効率発電所だと発電所をつくるんだというくらいの言い方をした方がいいのではないのでしょうか。蒸気ということだと、この場所か大塚地区に制約されます。2キロぐらいしか送れないでしょう。

庄司委員長

この計画策定と中間処理施設整備計画というのがありますね、これは平成23年につくられたものです。これは先ほど説明あったように、平成25年に建替えをするということを前提で、数値が色々と設定されている、ただこれは現実には無視はできない訳で、中間処理施設整備計画というのは、そういう意味では、改訂をしなければいけないのでしょうか。これは施設整備計画としてまた別途策定するのでしょうか。

事務局 高橋主幹

場所に応じて、それは設定していくものでございます。

庄司委員長

それは場所が決まってからやっていくものですね。

岡野委員

今日我々が説明する機会がなかったんですが、私と津島委員で用地検討に必要な事項のたたき台というのをつくって資料として皆さんにお渡ししてあります。事務方から具体的な施設の基本方針が示されましたのでそれにラップしたところは避けます。その中で私共が環境目標値というものを出しています。これがいいか悪いかは別として、いわゆる直近のいろんな施設から選んでこれくらいだろうというものを示しております。それと現行との違いが分かるように出しております。現行よりたとえば煤塵だったら三分一ですよと溶酸化物だったら五分の一ですよと、いうことは出ていますからそういうのを示さないとまずいと思います。これほどよくなるんだよと、それからもうひとつ焼却方式については、我々はあまり決めないほうがいいと思いますが、業者に決めてもらったほうがいいんですが、要するに高効率発電ですよと、だから、どこに用地が決まっても地元の市役所、消防、警察、病院等へ災害時に電力供給ができる施設、これが防災拠点化ですから、そういった意味で電力だったらば遠距離供給はいくらでも可能ですから、敷地に距離の制約はありません。それと敷地選定時に考慮すべき事項というのは入れてあります。これは特に地盤関係ですが、まず正確な敷地情報によって評価すること、前回県の情報でありましたけれども、今印西市及び白井市は50mメッシュでの防災マップを作りました。正確な情報を使って用地検討委員会では評価してほしい。あと2、3、4、5と地盤のことについて書いてありますから、今回のコンサルさんが作ってくれたところでは地盤関係についてはまだ、それほど踏み込んだ表現がされておられませんので、むしろこれを参考にさせていただいて、用地検討委員会で地盤の点数付けをする際に使っていただきたい。液状化するところが建設不可能だとは言っておられません。配点を下げなさいと言っているだけです。軟弱地盤も同じです。前はそこがおかしかったからめたのでそのようなことがないようにこれを参考にさせていただきたい。ということです。

津島委員

土地の面積ですが、別添資料のリストがあると思いますが、全国の設備1t当たりの平均の土地面積、それから千葉県平均面積と考えますと大体1t当たり1000㎡ということで、それで設備が例えば160tであれば1.6ha、それで用地検討委員会で問題となるのは、大型の不燃ごみとか、そういう処理施設とそれから建て替え用地をどう見るか、ということで1t当たりの設備に対して1000㎡かけた上にそれぞれの1.25とか更に次期の建て替え用地を確保する場合は更に2割5分増しに見るとか、そういうことで一応仮定して計算すると2から2.5haということになります。これをたたき台として資料の一番下に書いてあります。

庄司委員長

予備の規模をどのくらいにするかということは、具体的には用地検討委員会で検討され

るものと思いますが、本検討委員会では施設規模から最低限このくらいは必要だと、いうことを出して、そこからのプラスアルファの色々な要素についてはそれぞれの委員会で検討していくようになると思います。広いことに越したことはないですが、既存の施設は、少しでも広く取りたいが、なかなかとれなくて現実はぎりぎりで行っているところが多くて、本当はもう少し広いところがほしいというところが多いのだらうと思います。ですから基本は、規模をどう設定するか、基本的に平均的な既存の施設の敷地面積を用地として確保することが望ましいということが、この本検討委員会としての領域なのかなと思います。

津島委員

現在地は300 tで2.7 haですから1 t当たりで言いますと、90 m²、100 m²で見ますとそれでも1割くらい多く見ていることになります。

庄司委員長

今の岡野委員、津島委員お二人の色々な資料をまとめたものと、この案で出されている170から200 tは大きすぎると、あくまで目安として出すのだけれども、上限をもう少し下げるとのご意見ですね。それが後1割程度下げるとのことですね。先ほどの5年のトレンド値か、10年のトレンド値かということで津島委員から意見がありましたけれども、ちょうど低い方の数値になりました。これは目安ですので、それが即施設規模として設定する根拠数値とは必ずしもつながらないと思います。それではいかがいたしましょうか。

岡野委員

あまりギリギリの数字を出す必要性はないと思います。用地検討委員会が本当に必要とするのは敷地の面積だけなのか、どうなのか分かりませんが

庄司委員長

用地検討委員会としても広く取っておく分には何の問題もないと思います。

岡野委員

そうであれば、現在地がマキシマムですよ。あれ以上は大きくなりません。ということで済むと思いますが。でもそんなことでいいのかわかりませんがね。

津島委員

住民説明もしなければいけませんので、これは成田、富里の事例ですがかなり分析をして、各県、千葉県それから全国の平均の面積を出してそれで決めているんです。224 t

で有効面積 2.5 ha くらい、全体の面積は広いんですが、有効面積でみると 224 t で 2.5 ヘクタールです。

庄司委員長

用地の規模をどうするかというのは、また別の考え方ですから、とりあえず基本となる施設規模をどの程度のところに置くか、ということだろうと思います。これもある程度余裕を見ておかないといけないでしょうし。

津島委員

ふじみの例をみますと、ふじみは人口が 40 万人で、288 t なんですね。ちょうど印西地区は 20 万人ですから、その半分でできるということになります。人口で出てくるごみの量を考えますと 144 t になります。144 t という理由は災害係数の 0.9 をふじみは見えていないんです。その分を含めると 160 t になります。印西地区の場合は各構成市町からだされた数値で見ますとちょうどふじみの半分になります。0.9 を加えて 160 t、加えないと 144 t になります。それで 160 t では災害係数の 1 割の余裕を含めて 160 t となりますので、印西市の 377 g が厳しいとしても 160 t を見ておけば、そこで 1 割の余裕が見込まれているということになりますので問題はないと思います。

庄司委員長

この 170 から 200 という数値の根拠は、ここにある将来予測のごみ量からの換算規模とここで想定したごみ量目標値からの換算規模のこの幅をとっているものですね。

コンサル

はい、その通りでございます。

津島委員

この 170 から 200 の余裕の取り方の考え方は、どのようなことなのか聞かせていただきたい。

事務局 高橋主幹

それは量的にこのままいった場合は単純予測になりますので、単純予測の場合の数値と減量目標値を達成した場合の数値でございます。

津島委員

そういう事例が他の自治体にありますか。

事務局 高橋主幹

基本のごみ処理基本計画の中で、施設の処理トン数を決めるということはありません。直近でないと決められないものですので、そのように決めた例はないと思います。つまりこのような議論自体がなかなかないわけです。

津島委員

成田の事例を見ますと、トレンドで出すと312tで出ているんですよ。成田と富里です。両市が積み上げた数値は、それを目標値に入れますと240tで出しています。さらに最終的には212t三分の二に抑えた数値で計画しているんです。トレンド値というのはあくまで参考としては入れていますけども範囲としては入れないのが、各自治体の実情ではないかと思います。

岡野委員

前回240tということで、実は市民は反対もしているんで、そのようなことを踏まえてあまり余裕をみるとまた同じような話になっては困るんですよ。せつかく我々が入ったのはそうしたことが二度と無いようにするためです。それから先ほども言いましたが、これからの施設というのは余裕のある施設ではまずいということです。BDOで発注する以上、発電で運営していくわけですから、これからの施設というのは、それには2炉同時運転が発電効率を上げる条件ですから、2炉を常に焼却に使っているようなぎりぎりのものでないとだめだということです。

津島委員

最後ですが、私は印西市の公募委員なので、市の目標はどういうものかということですね、実は印西市長に申し込みまして面会をしてきました。目標値に対して私は印西市の目標値を入れるべきと思うが、市長はどうお考えか尋ねました。市長は第2次ごみ減量化計画の数値をさらに減らすべく、各自治体等説明会を実施しているところである。ですので、市の目標値よりもさらに上回るような数値を入れるということについては、自分としては認められない。ということをおっしゃっていました。これは私が印西市の目標値を入れるかどうかについては非常に重要な問題であり設備金額にかかわりますので確認してきました。以上その背景を参考までに説明いたしました。具体的に何トンということではなくて、範囲としてでいいと思います。

庄司委員長

そうしますと規模から換算するというので、用地検討委員会の参考となるおおよその規模を本委員会で決めるということによろしいのではないのでしょうか。その数値を何トンから何トンにするかということでございます。今実際に出ているのは、170から200

tだと、しかしこれに対しては少し大きすぎるだろうということで、それではどのくらいかというのは、まだ具体的には出ておりませんが、現実の減量施策などの目標値から勘案すると減らすべきだというご意見も出ております。それがどれくらいかということは別として出ております。委員会としてどういたしましょうか。このことについて他にご意見はございますか。

竹下委員

203 tというのは、全然政策を考えずにトレンドだけ見た数値ですから、政策を実施して、ここでは166 tとなっておりますけれどもこれの1割前後ぐらいの値で施設規模は今のところ決めておいたほうがいいのではないのでしょうか。200 tというのは大きすぎだと思います。

庄司委員長

具体的には200 tの1割、180 tということですか。

竹下委員

マキシマムですが

事務局 高橋主幹

数値は決めていただければと思っております。根拠を何にするのかを明確にしていればよろしいのかなと思っております。実際にはここに出ている将来予測の数値についても今後変わる見込みもありますし、あるいは目標値についても変わる見込みがあるとう現状においては根拠をはっきりしていただければ、事務局としては結構でございます。竹下委員のご意見ですと170を基準にして上限1割とすると150から180という数値になりますが、それでよろしいでしょうか。また整理をさせていただきたいのですが、全体の中で意見の中で面積は最終的には用地検討委員会で決めていただくということに関しても、トン数からすると現状よりは小さくなるので、現状の2.5ヘクタールを基本として考えてほしいということですよ。それからもう一つは環境抑制効果、岡野委員、津島委員から頂いた資料を基にですね、その他の部分で数値としてではなく文言で入れさせていただきました。数値を入れるということだと、例えば環境抑制効果については先進のふじみ衛生組合の施設を基準に目指すとするとか、蒸気の利用にあつては高効率発電、また高効率熱利用ということも交付対象にするという情報もあります。高効率発電あるいは高効率熱利用つまり高効率という条件の中で決めるということも考えております。

津島委員

先ほどの規模のところですが、あくまで用地検討委員会に出すというのは、マックスの

規模であって、マックスこのくらいという規模の提示であって実際の基本計画として、やはり出す数値というのは、きちっとしたものを積み上げていくべきだと思います。

庄司委員長

そうしますと、今日の本委員会では用地検討委員会への考え方ですね、考え方として目標値から出した数値が166tとあります。これをベースにしておいて、これにプラス、マイナスは問題ないと思いますので、プラスをどのくらい見込むかということですね。これについて仮に1割プラスにすると166tに対して17tをたすと183tですか。プラスマイナス1割というのが、一つの目安となりますかね。当然用地の確保は最大マックスで出しますから、プラス1割をマックスにしてきりのいいところで185tとか、ただこれはゴミ処理基本計画としての将来予測の設定値ではないけれども、現在の審議の段階ではこの範囲でマックスで用意しておいてもらえばいいのではないかと思います。

角館委員

166tの下はどうなりますか。マックスだけではないですよ。

庄司委員長

そうしますと、170から185ですか。170から1割引いたものを入れておきますか。そうしますと155から185ですか。

角館委員

170のプラスマイナス10%ということでしょうか。

庄司委員長

プラスマイナス10%でもいいですね。そのほうが数値としては正確ですね。そして現段階のごみ処理基本計画ではその範囲で想定している。これを参考にしてもらいたい。基本計画としてはもう少し精査をしていくので、多少数値は動きますよ。ということでとりあえずは、用地検討委員会へは申し送りいたしましょうか。

事務局 高橋主幹

今のまとめをいったん、用地検討委員会への申し送りみたいな形で、まとめますので、それを委員の皆さんに見ていただいて、それから申し送りしたいと思います。よろしいでしょうか。

岡野委員

その中に私先ほどは詳しい説明をしませんでしたが、敷地選定時に考慮すべき事

項ということを入れておいてほしいんです。今までなかったのは、河川の氾濫の浸水しない場所とかですね、これは標高で決まりますから、現実には木下地区の消防署は標高が低いために、利根川氾濫に備えて、今移転計画中です。もう予算はついたはずで、そういったことの無いように、そういった具体的な例も、挙げておりますので、ぜひこれは、用地検討委員会で点数付けをしますので、参考にしていただきたい。

庄司委員長

具体的な数値ということではなく、その配慮すべき事項をポイントとして入れておくということですね。これは国の指針の中にも、具体的なものではなくてそのような趣旨は入っていますね。皆様大変申し訳ございません。時間がいつもの倍になってしまいました。一応今日のところはこれで、終わらせていただきます。用地検討委員会への申し送りについては、事務局でまとめてもらって、それを確認したうえでお送りしたいと思います。そして次回ですが、予定では10月20日の第3日曜日、この日で行いたいと思います。それから議事録署名人を忘れていましたが、本日の署名人は名簿の順番で行くと、城戸委員、横山委員が欠席なので、寺田委員となります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2013年10月20日

委員長

庄司元

会議録署名人

寺田義久

会議録署名人

城戸マツヨ